

婦人関係資料シリーズ
一般資料第44号

婦人の現状

保存資料

労働省婦人少年局



はし がき

最近の婦人の動静を總括的に紹介するため、家庭、職場、社会の各方面にわたる婦人の生活に関する資料を統計的にと
らえ、これに分析、解説を加えたものを、「日本婦人の現状」としてとりまとめました。

婦人問題に関心をもたれる方々の御参考になれば幸いです。

昭和三四年四月

労働省婦人少年局

目次

はしがき

一 婦人と人口

1 年令構成

2 配偶関係

3 就業・不就業

4 出生率・死亡率・平均寿命

二 婦人と教育

1 学校教育における婦人

2 社会教育と婦人

三 婦人と職業

1 就業している婦人

2 婦人の多い職業

3 雇われて働く婦人

四 婦人と農業

1 農業に働く婦人の割合	105
2 農家における婦人の労働	106
3 農家生活の変化	107
五 婦人と結婚	108
1 婚姻	108
2 離婚	109
3 家庭裁判所できりあつた結婚関係事件	110
六 婦人と家庭生活	111
1 家計	111
① 収入	112
② 租税公課等の負担	113
③ 消費支出	114
④ 生活様式	115
3 家族計画と家族数	116
七 婦人と市民活動	117
1 婦人の投票状況	117
2 公職についている婦人	118
3 婦人の組織活動	119
八 婦人と保健	120
1 体位・疾病の傾向	120
2 母子衛生・保育関係	121
3 医療保険制度	122
九 特殊問題	123
1 未亡人・母子世帯の問題	124
2 売春問題	125

付 表

第1表	昭和5年・30年令階級別男女別人口	二
第2表	15才以上の人口の配偶関係(%)	三
第3表	年令階級別にみた未婚・有配偶の婦人の割合	三
第4表	従業上の地位別有配偶者数	三
第5表	就業・不就業状態の推移	四
第6表	特定国の年令階級別出生率	五
第7表	母の年令階級別出生率および率	六
第8表	出生順位別出生率および率	六
第9表	諸外国の出産順位別出生率	七
第10表	母の年令階級別出生率の割合の推移	七
第11表	諸外国における年令階級別死亡率	七
第12表	男女の死亡率	七
第13表	平均寿命の推移	八
第14表	義務教育の生徒数	八
第15表	学生・生徒の男女比	九
第16表	課程別、男女別高等学校生徒数の推移	九
第17表	学生・生徒数	九
第18表	上級学校進学者の割合	一〇
第19表	学校種別、男女別卒業者の卒業後の状況	一〇
第20表	学校種別、男女別就職者の割合	一〇
第21表	大学在学生数	一一

第22表	関係学科別、男女別大学在学生数	一一
第23表	女子の職業別就職者数	一二
第24表	各種学校の教科内容別生徒数	一二
第25表	社会学級講座の受講者	一三
第26表	図書館及び博物館数	一三
第27表	年令階級別男女就業者の推移	一四
第28表	産業別女子就業数	一四
第29表	従業上の地位別就業者数	一五
第30表	婦人の多い職業	一五
第31表	A 専門的技術的管理的職業についている婦人 B 特に婦人の占める割合が少いもの	一六
第32表	雇用者数の推移	一六
第33表	婦人労働者の中の有夫者の割合	一七
第34表	男女常用労働者一人平均月間現金給与額及び男女比率	一七
第35表	経営農用地面積広狭別農家戸数	一八
第36表	農林業就業者数	一八
第37表	農家人口のうち自家農業をしているものの割合	一九
第38表	平均週間農林業就業時間	一九
第39表	農機具	二〇
第40表	家族農業労働力の推移	二〇
第41表	動物性食品の消費量	二〇
第42表	専業、兼業別電気井戸ポンプ、電気洗濯機、ミシンの普及率	二〇

第43表	常住、他出家族別農家世帯員数	三二
第44表	年次別婚姻、離婚件数及び率	三三
第45表	諸外国の婚姻率	三四
第46表	初婚、再婚別婚姻件数(%)	三五
第47表	平均初婚年令の推移	三六
第48表	年令階級別初婚件数(%)	三七
第49表	年令階級別妻の再婚件数(%)	三八
第50表	前婚解消の年令別妻の再婚件数(%)	三九
第51表	年令階級別再婚件数(%)	四〇
第52表	年次別離婚率	四一
第53表	婚姻継続期間別離婚件数	四二
第54表	夫妻の年令階級別離婚件数(%)	四三
第55表	同居をやめてから届出までの期間別離婚件数(%)	四四
第56表	種類別離婚件数(%)	四五
第57表	親権を行う子の数別離婚件数	四六
第58表	家事調停事件新受検数に占める離婚ならびに婚姻 予約に関する件数の推移	四七
第59表	調停結果別離婚件数	四八
第60表	A 原因別離婚件数(妻の申立)	四九
	B 原因別離婚件数(夫の申立)	五〇
第61表	夫妻の年令別離婚件数(%)	五一
第62表	夫妻の職業上の地位別離婚件数(%)	五二
第63表	夫妻の職業別離婚件数(%)	五三
第64表	慰養料決定額別離婚件数(%)	五四

第65表	A 原因別婚姻予約不履行件数(%) (女の申立)	五五
	B 原因別婚姻予約不履行件数(%) (男の申立)	五六
第66表	調停結果別婚姻予約不履行件数(%)	五七
第67表	男女の年令別婚姻予約不履行件数(%)	五八
第68表	職業上の地位別婚姻予約不履行件数(%)	五九
第69表	同棲期間別婚姻予約不履行件数(%)	六〇
第70表	子の数別婚姻予約不履行件数(%)	六一
第71表	慰養料決定額別婚姻予約不履行件数(%)	六二
第72表	A 勤労者世帯の収入(全都市)	六三
	B 日雇労働者世帯の収入	六四
	C 農家の収入	六五
第73表	A 一月平均租税公課等と家計支出(全都市勤労者 世帯)	六六
	B 一月平均租税公課等と家計支出(農家)	六七
第74表	国民所得に対する租税負担率	六八
第75表	納税人員の所得階層別構成の戦前戦後の比較	六九
第76表	収支バランスと黒字の処分状況	七〇
第77表	消費支出金額の動き	七一
第78表	都市、農村の消費支出構成の比較	七二
第79表	国民一人当り光熱費供給量	七三
第80表	所得別にみた電気洗濯機の普及率	七四
第81表	台所用品の普及率	七五
第82表	電気、ガスストーブの普及率	七六
第83表	都市世帯におけるテレビ、ラジオ、カメラの普及	七七

状況	状況	六八
第84表	小家族主義的欲求はどのように前進してきたか	六九
第85表	避妊経験の普及状況	七〇
第86表	職業集団別にみた結婚持続期間別累積出生数	七一
第87表	繰返率における男女有権者数、投票者数及び投票 率	七二
第88表	戦後の地方選挙における投票率	七三
第89表	投票の自主性	七四
第90表	党派別婦人議員数	七五
第91表	公職にある婦人(公選によるもの)	七六
第92表	公職にある婦人(任命委嘱によるもの)	七七
第93表	婦人団体の数と会員数	七八
第94表	A 婦人の組織状況(基本的な生活が共通なもの 団体)	七九
	B 婦人の組織状況(共通の目的のもとに集って いるものの団体)	八〇
第95表	身長の平均値	八一
第96表	体重の平均値	八二
第97表	悪性新生物による年令別死亡実数	八三
第98表	母子衛生に関するおもな人口動態	八四
第99表	諸外国の乳児死亡率	八五
第100表	医療保険加入世帯の推移	八六
第101表	医療保険加入世帯の分布	八七
第102表	医療保険の適用状況	八八

第103表	就業者の医療保険の加入の有無	八九
第104表	原因別母子世帯数(%)	九〇
第105表	母子世帯主の年令(%)	九一
第106表	母子世帯主の職業(%)	九二
第107表	母子世帯の収入(%)	九三
第108表	母子世帯の社会保険加入状況(%)	九四
第109表	母子世帯の年金等受給状況(%)	九五
第110表	母子福祉資金の種類と交付金額	九六
第111表	犯罪関係事犯の動向	九七

付 図

第1図	15才以上の婦人の就業・不就業状態	五
第2図	母の年令階級別出生率	三〇
第3図	出生順位別出生率	三〇
第4図	母の年令階級別の生出児数の割合	三
第5図	男女学生、生徒の割合	七
第6図	関係学科別男女学生の割合	三〇
第7図	婦人学校受講者の職業別、年令別割合	三〇
第8図	女子の配偶関係就業者数および就業率の推移	七
第9図	農、非農別女子就業者の推移	六
第10図	男女就業者の従業上の地位別割合	六
第11図	従業上の地位別女子就業者の割合	三
第12図	職業（大分類）別就業者の割合	三
第13図	男女別雇用者の推移	六
第14図	15才以上雇用者の配偶関係別比率	六
第15図	労働者の学歴別構成	六
第16図	製造業労働者の年令別賃金（中位層）の日米比較	三
第17図	男女別単位労働組合員数	二
第18図	産業別女子単位労働組合員数	二
第19図	男女組合員、役員との割合	二
第20図	婚姻および離婚率の年次推移	三
第21図	従業上の地位別離婚件数	五

第22図	所得階層別家計の支出構成	五
第23図	戦後の投票率	六
第24図	戦後の衆議院議員選挙における婦人の立候補者数及び当選者の推移	六
第25図	従業婦人の転居業後における状況	一〇

一、婦人と人口

1. 年令構成

はじめに、第二次世界大戦を境として婦人の人口にどのような変化があったかを国勢調査によってみると、大正末期から満州事変が始まる直前までの婦人の人口は、男子よりもいくぶん少なかったのですが、第二次世界大戦後は反対に婦人の人口の方が多くなりました。（第1表）大正九年・同一四年昭和五年の国勢調査では、男子一〇〇人に対して婦人はいずれも九九人でしたが、昭和三〇年（国勢調査）には、婦人の方が多くなり、男子一〇〇人に対し一〇三・五人となっています。したがって、戦争を中にはさんだ最近二五年間の婦人の人口増加の割合は男子より高く、昭和三〇年は昭和五年の一・四二倍になっていますが、男子は一・三五倍にすぎません。

婦人人口の年令構成も戦前と戦後ではかなり変化し、成人人口（二〇才以上）の増加がめだちます。すなわち、昭和五年の婦人の総人口に対する成人人口の割合は、一〇〇人に対して五三人でしたが、三〇年には五八人に増加しています。一方、男子は婦人ほど変化がなく、昭和五年は五三人、三〇年は五五人でした。次に、年令階級別に男女の人口を比較すると、三〇年は、未成年者人口（一九才以下）を除いたすべての年令階級にわたって婦人が男子より多くなっています。戦前（昭和五年）では、婦人が男子より多い年令階層は六〇才以上の老令者だけであつたことに比較すると、大きな違いです。とりわけ注目されることは、第二次大戦当時男子が最も多く戦場に動員されたと思われる三〇才から三九才までの年令に、男女の人口の不均衡がはげしいことです。この年令階級の人口は、昭和五年は男子一〇〇人に対して婦人は九四人でしたが、三〇年には一二〇人に増加し、男子五人に対し女子は六人になっています。

第2表 15才以上の人口の配偶関係(%)

		男		女	
		昭和5年	昭和30年	昭和5年	昭和30年
		万人	万人	万人	万人
実数	総数	2,050	2,857	2,038	3,071
	未婚	661	1,003	433	826
	有配偶	1,248	1,712	1,252	1,718
	死別	112	116	315	464
%	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
	未婚	32.3	35.1	21.2	26.9
	有配偶	60.9	59.9	61.4	56.0
	死別	5.4	4.0	15.5	15.1
	離婚	1.4	0.9	1.9	2.0

資料出所 国勢調査(千以下四捨五入)

第3表 年令階級別にみた未婚・有配偶の婦人の割合 1)

	未婚		有配偶	
	昭和25年	昭和30年	昭和5年	昭和30年
総数	% 21.2	% 26.9	% 61.4	% 56.0
15才～19才	89.3	98.2	10.3	1.7
20才～24才	37.7	66.1	60.1	33.0
25才～29才	8.5	20.2	87.6	76.5
30才～34才	3.7	8.0	90.7	84.9
35才～39才	2.4	4.0	89.2	83.5
40才～44才	1.8	2.4	85.4	80.4
45才～49才	1.6	1.7	79.3	78.4
50才～54才	1.4	1.3	71.1	72.8
55才～59才	1.3	1.1	60.6	63.9
60才～64才	1.1	1.0	47.1	52.3
65才以上	0.9	0.8	29.1	26.1

資料出所 国勢調査による。

注 1) それぞれの年令階級の総数を100とした未婚・有配偶の割合である。

第1表 昭和5年・30年令階級別男女別人口

	昭和5年		昭和30年		男子を100とした婦人の率	
	男	女	男	女	5年	30年
総数	万人 3,239	万人 3,206	万人 4,385	万人 4,543	99%	103.6%
19才以下	1,521	1,491	1,957	1,897	98	96.5
20才～29才	530	507	792	800	96	101
30才～39才	403	377	514	615	94	120
40才～49才	571	567	798	835	99.5	105
50才以上	214	265	324	397	124	123

注 国勢調査による。千以下を四捨五入したので、各年令階級の総計と総数は1万人前後の開きがある。

このように第二次大戦の結果、男女の人口構成が変化し、女子の成年人口が男子のそれよりも多くなったことが、婦人の結婚問題、あるいは独身婦人や未亡人の経済的自立の問題など、戦後のいろいろな婦人問題の基本的な要因となっているといえましょう。

2. 配偶関係

一五才以上の婦人の配偶関係を見ると、婦人一〇〇人の中、五六人が有配偶者、二七人が未婚、一五人が死別となっています。(昭和三〇年国勢調査) 戦前(昭和五年)との比較でみると、三〇年は、未婚婦人が一〇〇人中、五・五人増加し、その同数だけ配偶者のある婦人が少くなりました。この傾向を男子と比較しますと、婦人の方が有配偶者の割合が少くなり、未婚者の増加がめだちます。(第2表)

配偶関係について年令階級別にみると、二四才以下で配偶者のある婦人が非常に少くなりました。すなわち、昭和五年には一五才～一九才の年令階級で配偶者のある婦人は、一〇〇人のうち一〇人でしたが、三〇年にはわずか二人にすぎません。二〇才～二四才では、昭和五年には六割の婦人が有配偶でしたが、三〇年には配偶者のある婦人は三分の一にすぎず、残り三分の二が未婚となっています。このように、低年令層に配偶者のあ

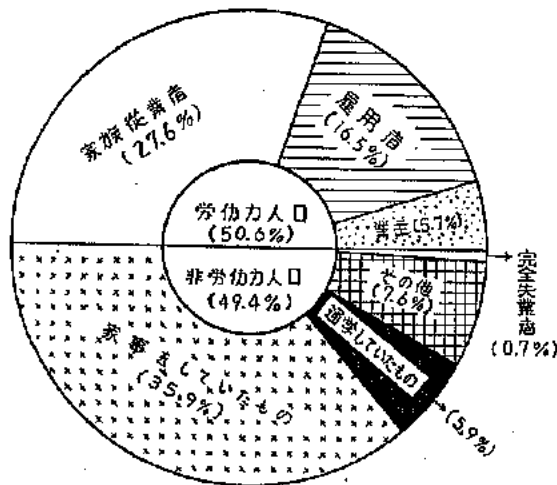
る婦人が少なくなったことは、戦後の経済的社会的変革により婦人の生活に大きな変動があつたことを示すものといえましょう。

第4表 従業上の地位別有配偶者数

	実 数		%	
	男	女	男	女
有 配 偶 者 総 数	万人 1,712	万人 1,718	100.0	100.0
就 業 者	1,584	799	92.5	46.5
うち 農業就業者	507	537	29.6	31.2
業 主	687	72	40.2	4.2
家 族 従 業 者	140	621	8.1	36.1
雇 用 者	757	106	44.2	6.2

資料出所 国勢調査（昭和30年）

第1図 15才以上の婦人の就業・不就業状態



30年国勢調査より作成

前項で、戦時に男子が最も多く戦場に動員された年令層（三〇才—三九才）においては、男女の人口の不均衡がはげしいことを述べましたが、このことは婦人の配偶関係にも影響しているようです。三〇才から四四才までの年令で、配偶者のある婦人は昭和五年は一〇〇人のうち八八人でしたが、三〇年には八三人にへつています。一方、この年令層の男子は婦人とは反対に、戦後は配偶者のあるものがふえています。（五年—八九％、三〇年—九三％）

高年令（六五才以上）で配偶者のある婦人は、約四分の一にすぎず、一〇人のうち七人までは配偶者と死別しています。（三〇年）参考までに男子をみると、高年令者でも有配偶のものが多く、約三分の二を占めており、死別したものは一〇人のうち三人にすぎず、有配偶と死別の割合が婦人とは逆になっています（第3表）

3. 就業不就業

婦人は家事にたずさわるばかりでなく、生涯にもかなり多く従事しています。昭和三〇年の国勢調査により婦人の就業状態をみると、一五才以上で何らかの収入の得られる仕事をしているもの（就業者）のうち婦人の占める割合は四〇％です。そしてこのような仕事を持っている婦人は、一五才以上の婦人の人口のうち、二分の一を占めており、またこれらの婦人就業者のうち、その約半分（五二％）は配偶者のある婦人です。

これをさらに配偶者のある婦人の側から、収入を得るために働いている婦人はどの位いるかをみると、一〇〇人の有配偶婦人のうち四七人が就業者となっており、このうちの半数以上が農業に従事しています。（第4表）

一五才以上の婦人の人口中就業者の占める割合について、戦前と戦後を比べると、あまり大きな動きはみられません。すなわち、昭和五年と三〇年の婦人の就業者数を比べると、実数は約一・五倍に増加していますが、一五才以上の婦人の人口に対する割合は、四九％であつたのが、四九・八％へとごくわずかの増加にとどまっています。（第5表）

一五才以上の婦人の他の半数は、家事だけを行っている主婦、学生・生徒・失業者などで、全く収入のある仕事をしておりません。このような就業していない婦人のうちの多くは、（一五才以上の婦人の三人に一人）家事に従事しています。

第8表 特定国の年次別出生率（人口1,000対）

	日 本	スウェーデン	イギリス (1)	ドイツ (2)	フランス	アメリカ	インド	エジプト
明治33(1900)	32.4	27.0	28.7	35.6	21.4	—	—	—
" 44(1910)	34.8	24.7	25.1	29.8	19.6	—	—	—
大正 9(1920)	36.2	23.6	25.5	25.9	21.4	23.7	32.6	32.3
昭和 5(1930)	32.4	15.4	16.3	17.6	18.0	18.9	32.9	45.4
" 15(1940)	29.4	15.1	14.1	20.1	13.8	17.9	32.0	41.3
" 25(1950)	28.1	16.4	15.9	16.2	20.7	23.5	24.9	44.4
" 31(1956)	18.5	14.8	—	16.2	18.5	24.9	27.4	—

資料 昭和31年人口動態統計 (P45) Demographic Yearbook 1956、国連統計月報 October 1957

注 1) イングランド、ウェールズ

2) 昭和21年以降は西ドイツ共和国の数値である。

4. 出生率・死亡率・平均寿命

戦後の我が国の人口についての大きな変化は、出生率・死亡率が急激に低下し、平均寿命が著しくのびて老令層が増加する傾向がみられることです。このことは今後の婦人の生活にもかなり影響することが多いと思われる。

はじめに、厚生省の人口動態統計により、出生率をみると、今から約六〇年前の明治三十三年には人口一、〇〇〇人について、出生率は三二・四となっており、その後長い間三〇人以下の出生率になったことはありませんでしたが、昭和二五年頃から次第に減少し、三一年には一八・五人となって欧米諸国の出生率の水準に近くなりました。(第6表)

昭和三十一年における母親の年令(各才)別の出生率を見ると、二五才が最高で、この年令を中心として少しずつ低率になっていきます。昭和二十二年から三一年までの母の年令階級別出生率は第2図第7表の通りで、各年令階級ともに低下を続けていますが、特に、二〇才未満および三五才以上の年令層の出生率の低下が目立ちます。

第5表 就業・不就業状態の推移（15才以上の人口）

		男		女	
		30 年	5 年	30 年	5 年
実数	15才以上の人口総数	万人 2,867	万人 2,050	万人 3,071	万人 2,038
	就業者数	2,385	1,855	1,531	1,000
	業主	761	—	174	—
	家族従業者	348	—	849	—
	雇	1,275	—	508	—
	不就業者数	472	195	1,540	1,037
	失業者	53	29	22	3
	学生・生徒	222	59	183	35
	家事をしていた者・その他	196	107	1,336	999
	15才以上の人口総数	100	100	100	100
%	就業者数	83.5	90.5	49.8	49.0
	業主	26.6	—	5.7	—
	家族従業者	12.1	—	27.6	—
	雇	44.8	—	16.5	—
	不就業者数	16.5	9.5	50.2	51.0
	失業者	1.9	1.4	0.7	0.1
	学生・生徒	7.8	2.9	5.9	1.7
	家事をしていた者・その他	6.8	5.2	43.6	49.2

資料出所 国勢調査による（千以下は四捨五入）

六 収入のある仕事に全くたずさわっていない一五才以上の婦人の状態のなかで、戦前（五年）に比べて変った点は、学生・生徒の割合がふえたことです。すなわち、戦前（五年）は、一〇〇人の婦人（二五才以上）のうち、わずかに二人が学生・生徒でしたが、三〇年は六人にふえており、その増加の割合は男子よりも多くなっています。

(第5表)

第7表 母の年齢階級別出生数および率（各年齢階級別女子人口1,000対）

母の年齢階級										不詳	
総数(1)	15才未満	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45才以上 ¹⁾ 2)			
出生数	昭和22	2,678,792	51	61,172	615,658	826,601	645,329	398,985	117,806	11,899	1,291
	25	2,337,507	49	56,316	624,797	794,241	496,240	278,781	81,983	4,524	606
	28	1,868,040	32	31,764	495,590	705,767	409,383	177,114	46,046	2,379	15
	30	1,730,692	8	25,211	469,027	691,349	372,175	138,158	33,055	1,706	3
	31	1,665,278	15	22,263	456,115	687,009	346,702	123,568	28,167	1,440	4
出生率 (各年齢人口 千人に 対し)	昭和22	109.1	0.0	14.9	166.4	268.3	233.2	156.3	56.6	5.3	—
	25	91.4	0.0	13.3	160.6	236.8	174.7	104.1	36.0	2.1	—
	28	69.0	0.0	7.3	120.8	191.7	131.8	65.1	18.2	1.1	—
	30	61.9	0.0	5.9	112.5	180.5	111.6	49.1	12.6	0.8	—
	31	58.9	0.0	5.1	107.9	176.6	100.4	48.1	10.6	0.6	—

資料 厚生省人口動態統計（昭和31年）より

注 1) 10～49才女子人口1,000対

2) 45～49才女子人口1,000対

第8表 出産順位別出生数および率（10～49才女子人口1,000対）

年次	出 産 順 位										不詳		
	総 数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児	第7児	第8児	第9児		第10児	
昭和22年 出 産 数	25	2,678,792	765,860	542,269	407,944	305,521	226,016	162,032	111,647	72,604	42,769	40,813	1,317
	28	2,337,507	634,324	454,572	384,455	247,790	158,108	102,559	67,106	41,870	24,059	21,429	1,208
	30	1,868,040	525,675	476,886	399,385	219,484	111,528	61,143	34,665	19,878	10,400	9,010	18
	31	1,730,692	562,317	453,186	331,381	198,287	93,638	45,078	23,349	12,271	6,046	5,128	11
	31	1,665,278	584,676	455,788	292,737	172,388	82,946	38,852	18,979	9,968	4,896	4,039	15
昭和22年 出生率 (10人 口 49才 女子 対)	25	109.1	31.2	22.1	16.6	12.4	9.2	6.6	4.5	3.0	1.7	1.7	0.1
	28	91.4	24.8	25.6	16.0	9.7	6.2	4.0	2.6	1.6	0.9	0.8	0.0
	30	69.0	19.4	17.6	14.7	8.1	4.1	2.3	1.3	0.7	0.4	0.3	0.0
	31	61.9	20.1	16.2	11.9	7.1	3.3	1.6	0.8	0.4	0.2	0.2	0.0
	31	58.9	20.7	16.1	10.4	6.1	2.9	1.4	0.7	0.4	0.2	0.1	0.0

資料 厚生省昭和31年人口動態統計より

注 1) 出産順位の尾数は同じ母の出産した児の数であつて、妊娠6月以後の死産児を含む。

2) 昭和25年は出生順位であり、死産児は含まない。

第9表 諸外国の出産順位別出生率 (10~49才女子人口 1,000対)

	日 本 (1956)*	ベルギー (1953)*	デンマ ーク (1954)*	フランス (1953)	西ドイツ (1953)	イギリス (1953) ²⁾	アメリカ (1953)*
総 数	58.9	58.9	61.5	65.0	45.6	51.6	85.7
出 産 順 位	第1児	21.1	22.5	20.0	19.9	19.7	24.3
	第2児	16.2	15.1	18.5	17.4	13.8	23.6
	第3児	10.3	9.0	11.2	11.8	6.5	15.8
	第4児	6.0	5.2	5.7	6.9	2.9	8.6
	第5児	2.8	3.0	2.9	3.8	1.3	4.5
	第6児	1.3	1.7	1.4	2.0	0.6	2.5
	第7児	0.6	1.0	0.8	1.2	0.3	1.5
	第8児	0.3	0.6	0.4	0.7	0.2	0.9
	第9児	0.2			0.4		0.6
	第10児以上	0.1	0.9	0.6	0.7	0.2	1.0

資料 Demographic Yearbook 1955, United Nations

- 注 1) * 印は死産を含まない。
2) イングランド、ウェールズ

第10表 母の年齢階級別出生数の割合の推移

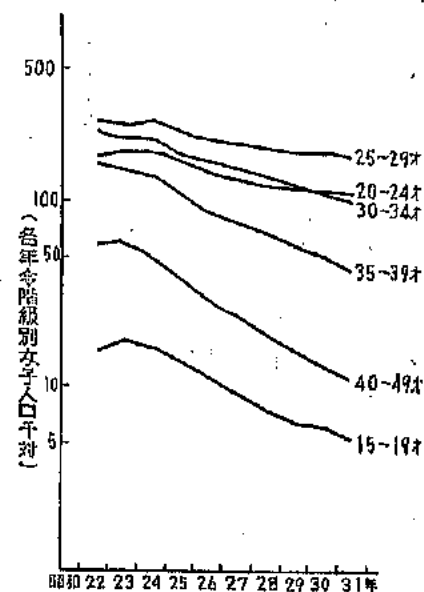
	実 数		%	
	31 年	13 年	31 年	13 年
総 数	1,665,278	1,867,068	100	100
出 生 率 (1,000人対)	18.6	27.2	—	—
15才未満	15	152	—	—
15 ~ 19	22,263	52,892	1.3	2.8
20 ~ 24	466,115	443,843	27.4	23.8
25 ~ 29	687,009	571,538	41.3	30.6
30 ~ 34	346,702	402,803	20.8	21.6
35 ~ 39	123,563	278,722	7.4	14.9
40 ~ 44	28,167	104,093	1.7	5.6
45才以上	1,440	12,948	0.1	0.7
不 詳	4	72	—	—

資料出所 厚生省人口動態統計

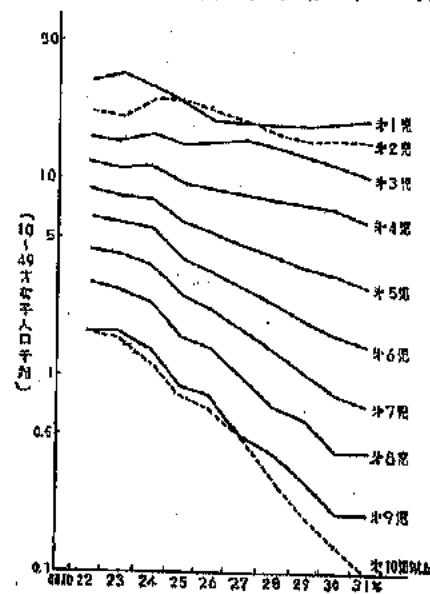
母親の出産をする年齢が、二・三才から三四才までの層に集中する傾向とともに一夫婦当りの子供の数も戦前の四・六人から昭和三二年には二・八人というようになり減少しました。(厚生省人口問題研究所一九五七年第三次出生力調査結果の報告による)

このような傾向をさらにくわしくみるために、一年間に届出のあった出生児が、それぞれの夫婦において第何番目の子供であるか(「出産順位」)を前掲「人口動態統計」によって調べてみると昭和三二年から三一年までの出生児の出産順位別は、第8表・第8図のとおりで、第一番目・第二番目の出生児の出生率はあまり大きな動きは見られませんが、第三番目の出生児の出生率は二八年頃から次第に低くなる傾向が見られます。そして、第四番目の出生児の出生率は、第三番目の

第2図 母の年齢階級別出生率 (昭和22~31年)



第3図 出産順位別出生率 (昭和21年~31年)



第11表 諸外国における年次別死亡率（人口1,000対）

	日 本	スウェーデン	イギリス ¹⁾	ドイツ ²⁾	フランス	ハンガリー	アメリカ
明治33(1900)	20.8	16.8	18.4	22.1	21.9	26.9	17.6
" 43(1910)	21.6	14.0	14.0	16.2	17.8	23.5	15.0
大正 9(1920)	25.4	13.3	12.4	15.1	17.2	21.4	13.1
昭和 5(1930)	18.2	11.7	11.7	11.1	15.6	15.5	11.3
" 15(1940)	16.5	11.4	14.4	12.7	19.1	14.3	10.7
" 25(1950)	10.9	10.0	11.7	10.3	12.7	11.5	9.6
" 31(1956)	8.0	9.6	11.7	11.0	12.4	—	9.4

資料 Demographic Yearbook 1956 United Nation 国連統計月報 Oct. 1957

注 1) イングランド、ウェールズ

2) 1946年以降は西ドイツ

第12表 男女の死亡率
(1,000人対)

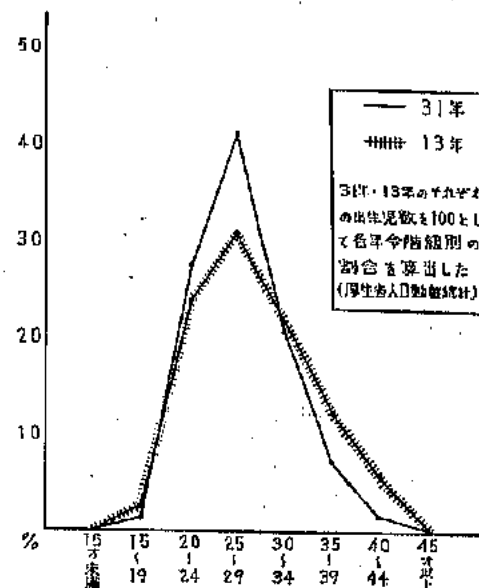
	男	女
明治33(1900)	21.0	20.5
" 44(1910)	21.7	21.6
大正 9(1920)	25.7	25.1
昭和 5(1930)	18.6	17.7
" 15(1940)	17.4	15.6
" 25(1950)	11.4	10.3
" 30(1955)	8.3	7.2
" 31(1956)	8.5	7.6

資料 厚生省人口動態統計

年頃が一人前後になりました。(第12表)

死亡率が減少した結果、平均寿命は大へん長くなりましたが、男子よりも婦人の方がはるかに長くなっています。すなわち、今世紀の初め頃(明治三三年頃)の婦人の平均寿命は、四四・九才で男子よりもわずか〇・九才長かったのですが、終戦直後は五四・〇才で男子より三・九才長くなり、最近は一〇二年・六七・五才となり、男子に比べると四・四才も長くなっています。(第13表) その結果、婦人の人口のなかで老令層の占める割合は男子よりも高く、昭和三〇年の国勢調査によれば、六〇才以上の婦人は婦人全体を一〇〇と

第4図 母の年齢階級別の出生児数の割合



出生率よりも低くなるというように、出産順位が高くなればなる程出生率が減少する傾向がみられ、第一〇番目の出生児を生む家庭はごくわずかなり、一夫婦当りの子供の数が少なくなってきたことがわかります。参考までに、我が国の出産順位別出生率を諸外国と比較するために第9表を掲げておきました。

においても、出生児総数を一〇〇とした割合においても、一三年を上回っています。(第10表・第4図)

次に、死亡率についてみると、今世紀の初め(明治三三年頃)は、人口一、〇〇〇人に対し二〇人前後でしたが、大正七年(一九一九年)にかけては死亡率が最も高くなり二五人前後となりました。この率は昭和年代に入って少しずつ減少の傾向をたどり、更に、戦後急激に減少して昭和二六年の死亡率は、九・九人となり、五〇年以前の死亡率の二分の一まで低下し、更に、三一年には八人へと減少しました。(第11表) 死亡率の男女差についてみると、明治三三年から大正一〇年頃までは、人口一、〇〇〇人に対して約〇・五人女子の方が低くなっていましたが、少しずつ男女差が大きくなり、昭和五

戦後の母の年齢階級別の出生数や出生順位別出生数を戦前と比べる資料はきわめて乏しいのですが、日華事変の始った翌年の昭和一三年及び昭和三一年の母の年齢階級別出生数とを比較すると、昭和三一年の出生児総数は、一三年の九割ですが、二〇才(一九二九才)の年齢層の出生数は実数に

第14表 義務教育の生徒数

	小 学 校		中 学 校	
	男	女	男	女
昭和25年	567	552	270	263
昭和26年	578	564	260	253
昭和27年	565	550	257	250
昭和28年	570	553	263	256
昭和29年	597	578	287	279
昭和30年	624	603	298	290
昭和31年	643	619	302	294
昭和32年	661	635	290	282

文部省「学校基本調査」(千以下四捨五入)

第15表 学生・生徒の男女比
(女子 100対)

	小・中学校	高等学校	大 学
昭和28年	103	146	540
昭和29年	103	142	495
昭和30年	103	136	467
昭和31年	104	133	455
昭和32年	104	127	455

文部省「学校基本調査」

注 学令人口の男女比 102 (昭和30年国勢調査)

二 婦 人 と 教 育

1 学校教育における婦人

戦後の教育制度の改革によつて、義務教育が六年から九年に延長され、義務教育以外にも男女共学が認められ、戦前は婦人に門戸をとぎしていた大学においても女子が男子と平等の教育を受ける機会を均等に得られるようになったことは周知のとおりです。これを数字の面でとらえてみると、まず、義務教育の小、中学校の生徒数は、昭和三二年五月一日現在

小学校では男子六六一万人、女子六三五万人、中学校では男子二九〇万人、女子二八二万人で、小、中学校併せて男女の比は女子一〇〇に對し、男子一〇三となつています。学令人口の男女比が女子一〇〇對男子一〇二ですから、男女の差はほとん

第13表 平均寿命の推移(0才の平均余命)

	男		女	
	才	才	才	才
明治32 — 36(1899—1906)	44.0	44.9		
" 41—大正2(1908—1913)	44.3	44.7		
大正10 — 14(1921—1925)	42.1	43.2		
昭和 1 — 5(1926—1930)	44.8	45.5		
" 10 — 11(1935—1936)	46.9	49.6		
" 22 (1947)	50.1	54.0		
" 25 (1950)	58.0	61.5		
" 30 (1955)	63.9	68.4		
" 31 (1956)	63.1	67.5		

資料出所 1899—1936年は内閣統計局調

1947年以降は厚生省人口動態統計

すれば八・七でしたが、男子は七・四にすぎません。戦前(五年)と比べると六〇才以上の婦人は、一〇〇人に對して〇・五人増加しています。このように、婦人の人口のうち老年層が少しずつふえていく傾向が見られ、その上、男子よりも四才も長命ということを考えますと、老後の婦人の問題も決してゆるがせに出来ないことになりましょう。

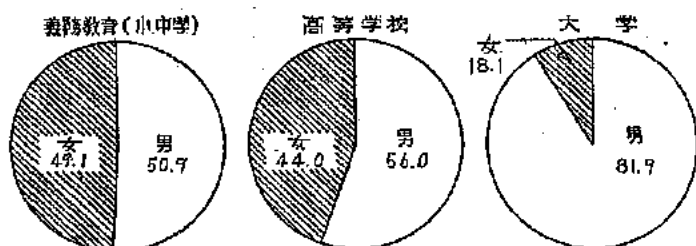
第17表 学 生・生 徒 数

	男	女	男 女 比 (女 100対男)
小 学 校	6,609,361	6,346,934	104.1
中 学 校	2,896,241	2,821,942	102.6
高 等 学 校	1,621,718	1,275,931	127.1
短 期 大 学	28,688	44,448	64.5
大 学	493,302	71,152	693.3

昭和32年度学校基本調査(文部省)

昭和32年5月1日現在

第5図 男女学生生徒の割合(昭和32年5月1日現在)



第18表 上級学校進学者の割合(対卒業生総数)

	中 学 校		高 等 学 校		大 学	
	男	女	男	女	男	女
昭和28年	52.7	43.7	26.4	16.3	11.5	9.8
昭和29年	55.1	46.5	25.6	14.7	15.6	8.4
昭和30年	55.5	47.5	20.9	14.9	10.1	5.4
昭和31年	55.0	47.6	21.7	19.3	14.8	4.9
昭和32年	54.4	48.5	18.3	19.3	14.5	5.0

文部省「学校基本調査」

- 注 1) 就職しつつ進学している者を含む
2) 大学には旧高専、旧大、短大を含む

第16表 課程別 男女別高等学校生徒数の推移

	通 常		定 時 制	
	男	女	男	女
昭和25年	万人89	万人64	万人32	万人9
昭和26年	97	73	38	12
昭和27年	101	80	40	13
昭和28年	107	88	43	15
昭和29年	109	90	40	15
昭和30年	111	94	39	15
昭和31年	116	110	38	16
昭和32年	124	110	37	16

文部省「学校基本調査」

とありません。(第14表及び第15表)義務教育を終えた後、女子卒業生がどのような道をたどるかをみると、昭和三二年度では半数近い四六・六%は進学し、三九・七%が就職しました。男子の場合では進学者の率がやや高く四九・四%となっています。なおこのほかに就職しつつ進学しているものが男子では四・九%、女子では一・八%となっています。(第19表)そしてこの進学者や就職しつつ進学している者の割合は、年々増加しています。(第20表)

高等学校の在学者総数も年々増加し、昭和三二年度には男子一六・一万人、女子一二・六万人で昭和二五年の一・三五倍、女子は一・七五倍になっています。(第16表)

15表)昭和二五年における男女の割合をみると通常課程では男子五八%、女子四二%、定時制で男子七六%、女子二四%の割合であったものが、昭和三二年度には、通常課程で男子五三%、女子四七%、定時制で男子七〇%、女子三〇%となり夫々女子の占める割合が著しく増加しています。殊に定時制では男子が二八年をピークとして減少しているのに対し女子は年々ともに増加しています。(第16表)戦後女子が男子と平等の教育の機会を得られるようになった結果、高等学校からさらに上級の学校へ進むものがかなりみられます。高等学校の女子卒業生のうち、とれだけが上級学校に進学しているかをみると、昭和三二年度では就職しつつ進学する者を含め進学者は女子卒業生総数の一三・三%で、八人に一人が上級学

第21表 大学在学学生数

	男 万人	女 万人	男女比(女1 人につき男)
昭和25年	35	4	9.7
昭和26年	37	5	7.7
昭和27年	43	7	6.4
昭和28年	45	8	5.4
昭和29年	48	10	5.0
昭和30年	50	11	4.7
昭和31年	52	11	4.5
昭和32年	53	12	4.5

文部省「学校基本調査」

注 旧大、短大を含む(千位下四捨五入)

大学教育をうける婦人の数は飛躍的に増加し、昭和三十二年五月一日現在では男子五三万人に対し、女子は一二万人となっており、女子は全体の一八・五%を占めています。昭和三十二年の女子大学生数は、新制度が実施された直後の昭和二五年の三倍となっており、また、男女学生の割合をみても、昭和二五年に男子一〇人について女子一人であったのが、四・五人に一人となりました。(第21表) 女子大学生のうち、修業年限が二年で、文学、家政学関係の多い短期大学に通っている学生が四〇%強の五万人います。これに対し、男子の短期大学生は約六%の三万人にすぎません。女子大学生の数は、この年令層に属する婦人の総数の約三%に当たっています。

女子の大学在学者を関係学科別にみると、第22表および第6図のとおり三分の一強に当る三六%が文学関係、次いで教員養成、家政看護、医歯薬関係となっており、男子にくらべると、法政、商経、工学を専攻するものが大へん少いのが目立ちます。芸術関係を専攻

第18表 学校種別男女別卒業者の卒業後の状況(%)

	中学校		高等学校		短期大学		大学	
	男	女	男	女	男	女	男	女
卒業者	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100	% 100
進学	49.4	46.6	17.0	13.0	16.7	4.6	4.7	4.8
インターン	—	—	—	—	—	—	2.9	1.6
就職者	40.2	39.7	62.4	51.3	60.6	45.1	79.8	57.1
就職しつつ進学 している者	4.9	1.8	1.3	0.3	7.1	0.4	0.4	0.2
無業者	4.4	10.6	15.9	31.0	6.8	40.9	5.0	28.9
死亡	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明	1.1	1.4	3.5	4.4	8.8	9.0	7.2	7.4

文部省「学校基本調査」(昭和32年度の卒業生についての割合)

注 夜間生、日本人以外の学生をふくむ

第20表 学校種別、男女別就職者の割合(対卒業者総数)

	中学校		高等学校		大学	
	男	女	男	女	男	女
昭和28年	% 43.8	% 39.6	% 55.3	% 41.4	% 65.0	% 53.1
昭和29年	41.9	38.1	60.2	39.6	76.3	48.5
昭和30年	43.0	40.9	54.1	38.6	46.7	41.3
昭和31年	44.0	41.1	57.7	43.5	70.2	50.2
昭和32年	45.1	41.5	63.7	51.6	73.9	51.4

文部省「学校基本調査」

注 1) 就職しつつ進学しているものをふくむ

2) 大学には、旧大、旧高専、短大をふくむ

第23表 女子の職業別就職者(%)

	中学校	高等学校	短期大学	大学
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100%
生産従事者	68.2	14.9	1.9	0.6
専門的技術的及び管理的職業従事者	0.0	1.5	49.7	77.9
事務従事者	3.8	64.2	38.2	17.9
売買及びサービス職業従事者	23.2	25.7	5.7	1.6
その他	4.8	3.7	4.6	2.1

「文部省学校基本調査」昭和32年度卒業生についての割合。

する女子学生の割合は、男子と比べて多くなっています。短期大学では、半数以上の五七・八%が家政看護、次いで文学、教員養成等となっています。

昭和三二年度の大学卒業生のうち、男子は七〇%、女子は五〇%が就職（就職しつつ進学するものを含む）しました。上級コースに進んで、なお学問を続ける女子も二〇人に一人の割合でいます。（第19表）

大学を卒業して就職した女子の割合を職業別にみますと（昭和三二年度）短大で五〇%（内教員三五%）大学で八〇%（内教員六一%）のものが、専門的技術的及び管理的職業についており、生産従事者やサービス職業従事者は極く少いのですが、高等学校の女子卒業生では、約半数の五四%が事務従事者、中学校では六八%が生産従事者、売買及びサービス職業従事者が二三%となっており、教育と職業の関係が大きいことを示しています。（第23表）

主として技術を習得する各種学校については、昭和三二年には全国でその数約八、〇〇〇校、昭和二八年の六〇〇〇校に比べ、二〇%の増加を示しています。教課内容別にみると、和洋裁の四、五〇〇校を筆頭に編物手芸の二二〇〇、簿記珠算の二一〇〇などが多く、次いで予備校、タイピスト、看護婦、理容などがあります。

生徒数は一〇七万人で、そのうち女子は八四万人を占めており、昭和二八年

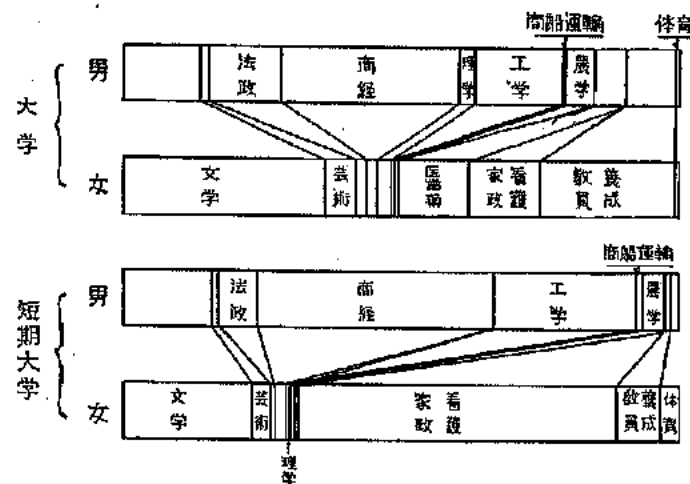
第22表 関係学科別男女別、大学在学者数 昭和32年6月1日現在

		大 学			短期大学			大 学		短期大学	
		計	男	女	計	男	女	男	女	男	女
総数	数	538,524	470,452	68,072	71,585	28,138	43,447	100.0	100.0	100.0	100.0
文学		91,198	66,441	24,757	14,805	4,531	10,274	14.1	36.4	16.1	23.6
芸術		9,662	6,079	3,583	1,807	350	1,457	1.3	5.3	1.2	3.4
法政		66,529	65,177	1,352	2,262	2,069	193	13.9	2.0	7.4	0.4
商経		149,752	148,409	1,343	13,205	12,062	1,143	31.6	2.0	42.9	2.6
理学		15,776	14,121	1,655	159	—	159	3.0	2.4	0.0	0.4
工学		72,391	72,137	254	7,076	6,991	85	15.3	0.4	24.8	0.2
商船運輸		1,394	1,394	—	243	243	—	0.3	0.0	0.9	0.0
農学		26,627	26,356	271	1,320	1,160	160	5.6	0.4	4.1	0.4
医歯薬		35,119	26,661	8,458	—	—	—	5.7	12.4	0.0	0.0
家政看護		8,640	140	8,500	25,144	24	25,120	0.0	12.5	0.0	57.8
教員養成		58,173	40,567	17,606	3,643	299	3,344	8.6	25.9	1.1	7.7
体育		3,263	2,970	293	1,921	409	1,512	0.6	0.4	1.5	3.5

昭和32年度学校基本調査

注 医学関係には医学部進学課程の学生を含む

第6図 関係学科別、男女学生の割合



昭和32年度学校基本調査

第24表 各種学校の教課内容別生徒数

	男		女	
	千人	千人	%	%
総数	232	838	100	100
普通(予備校)	61	41	26.3	4.9
一般教養	—	13	—	1.6
語学	28	15	12.1	1.8
簿記	65	67	28.0	8.0
タイピスト	2	18	1.0	2.1
和洋裁	—	474	—	56.6
縫物	—	66	—	7.9
栄養	—	22	—	2.6
家庭理	—	30	—	3.6
料理	—	18	—	2.1
看護婦・助産婦	—	16	—	1.9
その他	8	13	3.4	1.6
その	68	45	29.3	5.4

文部省「学校基本調査」(昭和32年度)

注 1) 女子 1万人以上のものを掲載

2) 一は千に満たないもの

の男子一四万人、女子六六万人に比べると、四年間に女子は三割増加しています。教課内容別にみると女子では半数以上の五六%が和洋裁学校の生徒で、次いで簿記珠算(八%)、縫物手芸(八%)となっていますが、予備校に通っているものが、それに次いで四万人もいるのが目立ちます。男子は簿記珠算が最も多く、次いで予備校、語学、理容となっています。(第24表)

2 社会教育と婦人

新しい教育制度のもとでは学校教育の他に成人教育が強調されています。国及び地方公共団体は社会教育の振興、奨励のために為すべき任務が法律(社会教育法)によって定められています。それは公民教育、青少年教育、婦人教育、労働者教育等社会人に対する教育、生活向上のための職業教育及び科学教育、運動競技、レクリエーション並びに図書館、博物館、公民館等の施設における活動をいいます。その方法としては学校、公民館、図書館、博物館、体育館などの施設が中心となって、定期講座、学級(社会学級、夏季大学、婦人学級、母親学級、家庭教育など)、各種集会(講演会、婦人大会、展示

会)などが行われていますが、婦人の反応はなかなか活発で、昭和三二年九月一日現在の調査(文部省「社会教育の現状一九五七年」)で、社会教育講座の一講座当り受講者数二〇五・二人の内婦人(八八・七人)は男子(二六・五人)の五倍強になっています。(第25表)婦人のみを対象とする「婦人学級」が昭和二七年頃から全国にひろがり、昭和三二年三月三〇日現在、全国で開かれた学級数は一八、三四〇、参加者数は約二七七万人となっています。昭和三一年度で開催された学級数は二三〇で、参加者は四〇、八八〇人でした。参加者の職業別及び年令別割合は第7図のとおり、職業では農業が多く、年令は三〇才と四〇才と四〇才以上が同じ割合で多く、三〇才以上の婦人が全体の八割を占めています。学習の目標は家庭関係が六二%、社会関係が三八%で、明るい家庭を作る、くらしを豊かにする、明るい社会建設、よい市民となることなどがあげられています。

社会教育委員は、都道府県及び市町村に於いては社会教育に関する諮問機関ですが、昭和三三年には全国で二一六

五の教育委員会が社会教育委員を設け、(設置率五八%)、三九、二二九人の委員が選ばれました。どの委員会にも婦人会代表が一人入ることになっており、社会教育委員としても多くの婦人が活躍しています。

社会教育法による施策以外にも、総理府、法務省、厚生省、農林省、建設省、労働省、あるいはこれらの官庁とつながりをもつ関係各機関がそれぞれの所掌事項に基づいて、婦人に関係のある広い意味での社会教育の業務を行っています。

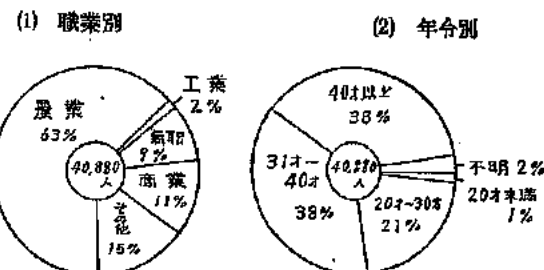
とくに労働省婦人少年局では、婦人の地位を高めるための各種の啓発活動を行っています。すなわち、創立当時は、戦後の新しい婦人の地位についての認識を深める

第25表 社会学級講座の受講者

定員制の講座の受講者数		1講座当り受講者数
定員	受講者数	
計	206,032	91.4
男	237,134	105.2
女	37,100	16.5
計	200,034	88.7

文部省「社会教育の現状 1957」

第7図 婦人学級受講者の職業別年齢別割合



文部省「社会教育の現状 1957」

第26表 図書館及び博物館数

	計	都道府県立	市区立	町村立	私立
公共図書館					
総数	725	106	357	211	51
本館	644	52	336	205	51
分館	81	54	21	6	0
博物館					
総数	278 (35)	25	71	16	131
博物館法による博物館	74	6	25	5	38
博物館相当施設	148 (27)	16	36	8	61
その他	56 (8)	3	10	3	32

() 内は国立

文部省「社会教育の現状 1957」

ために、法制上の知識に関する婦人指導者講習会の開催、およびそれに関する資料の作成などにあたりましたが、その後農・山・漁村の婦人、あるいは働く婦人や都市の主婦を対象とする啓発活動、春防止特別活動などを行い、また婦人に関する各種の資料を発行して、婦人の地位向上の見地から、婦人に対する市民教育の一端をになつていきます。最も大きな運動としては、各層の婦人を対象として行っている婦人週間があります。婦人週間は、わが国の婦人がはじめて参政権を行使した昭和二年四月一〇日を記念して、昭和二十四年以来、労働省が主唱している啓発活動ですが、実質的な婦人の地位を高めるために必要と考えられるテーマを設定して、各方面の協力のもとに全国的な運動を展開し、婦人の意識・実力の向上、そのために必要な社会環境の整備をはかることにつとめています。

このような政府機関の行う教育活動のほかに、婦人団体（第七章婦人と市民活動参照）、PTA、あるいは各種の財団の行う活動も活発に行われています。とくに近年は、マス・コミュニケーションの行う教育活動がさかになり、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどによる広範な活動が非常に発達して、それらを媒体とした婦人のグループも数多く生れていま

三 婦人 と 職 業

わが国では中学校までは義務教育ですから、一般的にいつて、一五才以上の婦人が職業につくのが普通の形です。一五才以上の婦人の人口のなかで、収入のある仕事をしているものと、そうでないものとの割合などについては、「婦人と人口」の「就業・不就業」の項で述べたのでここでは就業している婦人についてみることにしました。

1 就業している婦人

さきに述べた「婦人と人口」の「就業・不就業」の項では、国勢調査の資料によりましたので一五才以上のものを対象としましたが、ここでは労働力調査を使用したもので一四才以上の人口が対象となっているため若干のずれがあることをはじめに述べておきます。

戦後における女子就業者の増加は著しく、昭和三二年の女子就業者は二三年より四一五万人増加して一、七六七万人となりました。女子就業者のうごきで目立つことは、低い年齢層がここ二、三年横ばい状態であるのに、二〇才以上の婦人が増加していることです。(第27表) このことは就業者のなかの既婚婦人の増加と符号しており、有配偶者は前年より三〇万人増、死離別者は七万人増加し、その就業率(一四才以上の人口のなかに占める就業者の割合)は有配偶者では五七%、死離別者では五〇%を示しています。五年前の二七年とくらべて未婚者の就業率がほとんど変わらないのに対して、既婚婦人の就業率はかなり向上しています。(第8図)

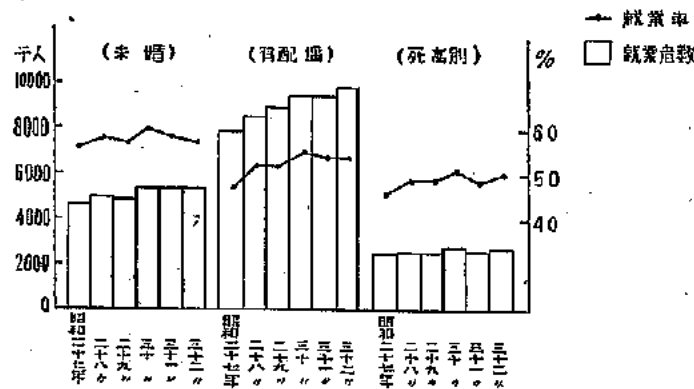
産業別にみると、女子就業者の約半分(四七%)が農林業に働いており、ここ二、三年間減少の傾向をしめしています。この点については次の「婦人と農業」でくわしく述べます。農林業の減少とは反対に、非農林業に働く婦人は増加し

第27表 年齢階級別男女就業者の推移(昭和29年~32年)(万人)

	14~19才		20~39		40~64		65才以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和29年	263	225	1,093	785	904	534	120	75
昭和30年	271	238	1,138	837	887	563	133	81
昭和31年	266	226	1,175	858	901	572	132	80
昭和32年	257	232	1,228	870	933	588	131	80

総理府統計局一労働力調査

第8図 女子の配偶関係就業者数および就業率の推移(昭和27年~32年)



総理府統計局一労働力調査

ていますが、昭和三二年においては女子就業者の多いのは、卸小売金融保険不動産業で総数の一八%、つぎが製造業(一六%)サービス業(一四%)となっています。非農林業に働く女子就業者数について最近のうごきを見ると、サービス業ならびに卸・小売および金融保険・不動産業、製造業に働く婦人が増加しており、とくに、サービス業は、三二年は二九年の一・四倍で、このあいだに増加した非農林業女子就業者一五五万人の約四割がサービス業

第28表 産業別女子就業者 単位万人

	実 数			百 分 比	
	昭和29年	昭和31年	昭和32年	昭和29年	昭和32年
全 産 業	1,620	1,729	1,767	100.0	100.0
農 林 業	840	843	831	51.9	47.0
非 農 林 業	781	887	936	48.2	53.0
漁 業・水産養殖業	9*	11	14	0.6*	0.8
飲 業	6*	4*	6*	0.4*	0.3*
建 設 業	18	21	26	1.1	1.5
製 造 業	249	269	281	15.4	15.9
卸小売・金融保険不動産業	275	304	319	17.0	18.1
運輸通信電気ガス水道業	24	25	27	1.5	1.5
サービス業	180	235	246	11.1	13.9
公 務	19	17	16	1.2	0.9
分類不能の産業	1*	1*	1*	—	—

労働力調査報告（総理府統計局）

注 1) 産業はその人が調査週間中おもに従事した従業先の事業の種類によって分類されている。

2) *印の数字は誤差率が大いから特に注意して使用のこと

第29表 従業上の地位別就業者数 単位万人

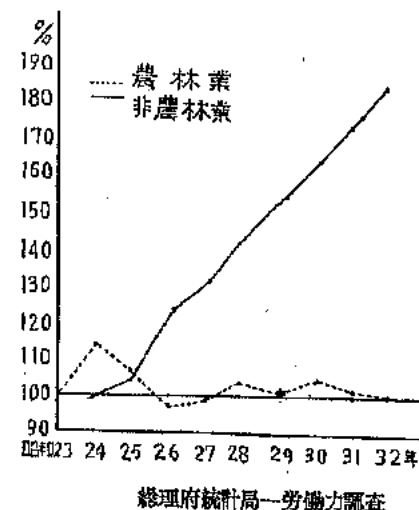
		総 数				雇用者
		自営業主	家族従業者	家族従業者	自営業者	
男	昭和29年平均	2,378	828	439	1,116	
	30年 "	2,426	824	457	1,144	
	31年 "	2,481	826	428	1,231	
	32年 "	2,552	819	405	1,326	
女	昭和29年平均	1,620	223	972	424	
	30年 "	1,705	248	988	466	
	31年 "	1,729	256	960	512	
	32年 "	1,767	275	937	555	

労働力調査（総理府統計局）

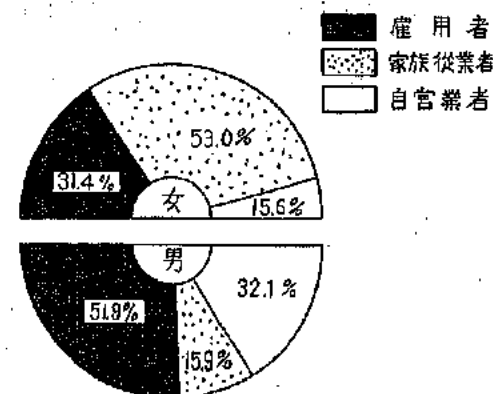
しかし、この二、三年間のうきを見ると、雇用者が最も増加しており、〇二九年を一〇〇とすると三二年は一二三までの増加の割合は男子よりも高くなっています（自営業主も増加しましたが、家族従業者は減少しました）。

に従業上の地位別にみると、近代的な労働関係にある雇用労働者（職場にやとわれて給料や賃金などを受けているもの）が比較的少く、事業の経営主の家族が賃金をもらわずに家業に従事する家族従業者が多くなっている、このことは、わが国の女子就業者の特色の一つといわれています。特に零細経営の多い農業では、女子の家族従業者が多く、農林業の女子就業者の八五%をしめています。

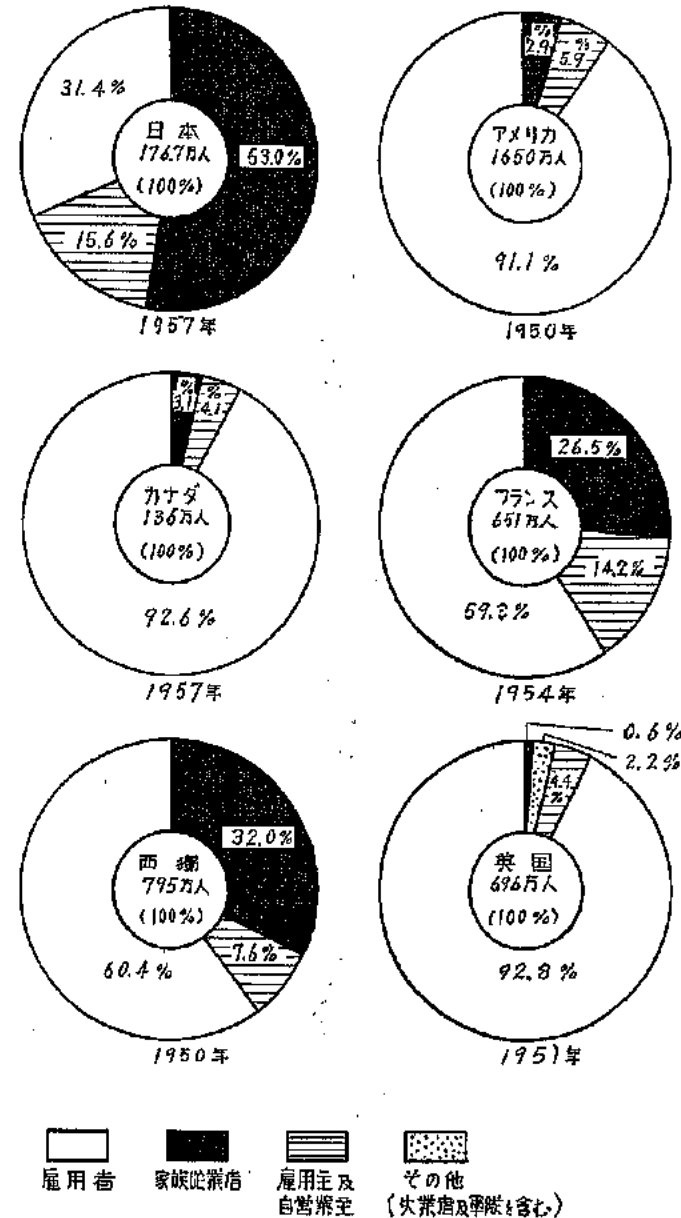
第9図 農、非農別女子就業者の推移
（昭和23年～32年）昭和23年＝100



第10図 男女就業者の従業上の地位別割合
（昭和32年）



第11図 従業上の地位別女子就業者の割合



国際労働事務局—国際労働統計年鑑 1957

参考までに諸外国を見ると、ラテン・アメリカの多くの国では、まだ農業が経済活動の主流をなしており、女子就業者も農業従事者が多く、コロンビアでは、働く婦人の四〇%余(一九三八年)、ペルーでは五〇%(一九四〇年)が農業に従事しています。そして、農村婦人の多くは、わが国と同様、無給の家族従業者として働いています。けれども英国、米国、カナダでは、婦人就業者の九割が雇われて働いています。(第11図)(国際労働評論第七三巻二号「ラテン・アメリカにおける婦人の雇用」より)

2 婦人の多い職業

職業についている婦人の約半分は農耕作業者ですが、ここでは農業を除いた婦人の多い職業についてみることにします。国勢調査(三〇年)の職業別婦人就業者数を見ると、製造工場の現場で働いているもの(技能工・生産工程従事者及び単純労働者)が多く約一割五分、つぎがデパート、商店などの販売に従事するもの(約一割)旅館女中、料理店給仕人、家事女中のようにサービスをする仕事をしているもの(九%)会社・官庁などで事務をしているもの(八%)となっています。(第12図)

このように婦人の多い職業について、さらに、くわしく見ると、長いあいだ婦人に適した職業とされていた女教師・看護婦・電話交換手・商店の店員・紡織工・ドレスメーカー・旅館・料理店等の女中・給仕人・家庭女中などは、今でも依然として婦人が多く働いています。戦前(昭和五年)と戦後(三〇年)をくらべると(国勢調査)職業についている婦人の総数は約一・五倍になりましたが、この増加率をはるかにしのいで増加した職業は、教員・一般会計事務員・電話交換手・販売人・裁断師・ドレスメーカー・ミシン工・パン菓子製造工・理髪師・美容師です。

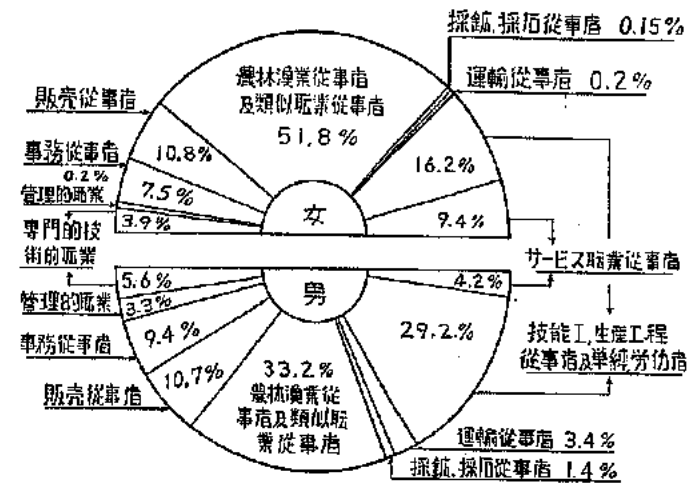
婦人の一般・会計事務員タイピスト等の増加はとくにめざましく、若干職業分類の相異があるとしても、三〇年は五年

第30表 婦 人 の 多 い 職 業

職 業 別	30 年	5 年	総数に占める女子の割合(30年)
総 数	千人 15,307	千人 10,590	(%) 88.4
高・中・小学校幼稚園の教員	240	94	35.8
看護婦	130	83	100.0
一般・会計事務員・タイピスト・速記者など	1,036	56	35.8
電話交換手	86	36	98.7
小売店主	290	255	25.8
販売人	1,106	405	53.5
行商人・露店商人・呼売人	101	62	38.2
農耕・養蚕従事者	7,765	6,096	53.1
製米工	82	398	95.0
紡績工	86	89	82.1
織布工	255	230	85.5
裁断師・ドレスメーカー	120		85.0
ミシン工	124	125	74.4
菓草・菓製品製造工	77	不明	62.1
パン菓子製造工	54	23	24.1
水産物加工工	73	不明	58.5
家事女中	308	669	100.0
合監・寮母・保母	59	不明	91.8
女中・給仕人	368	245	95.0
料理人・バーテンダー	178	134	58.1
理髪師・美容師	181	98	61.6
芸妓・ダンサー・接客婦	131	125	99.9

注 1) 30年国勢調査職業小分類のうち女子が5万人以上就業している職業
 2) 5年も同じく国勢調査小分類によるが、30年とは分類が異なっているの
 で若干の相異があると思われるが参考までに掲げておいた。

第12図 職業(大分類)別就業者の割合



口勢調査(30年)

の一・五倍に増加しており、男子が二・五倍にしか増加していないのとくらべると大へんな違いが見られます。女教員も、三〇年は五年の約二・七倍になっており、男子よりも増加の割合が高くなっています。販売人も婦人の増加が著しく約二・七倍になりましたが男子にはあまり大きな動きは見られません。理髪師・美容師については、男子は三〇年は五年にくらべるとわずかに減少しているほどですが、婦人は二倍近くに増加しております。

つぎに、戦前にくらべて戦後非常に減少したものに、製糸業に働く製糸工及び家事女中があります。製糸工は昭和三〇年は昭和五年の約五分の一に、家事女中は約半分になっています。(第30表)

このように婦人の多く働いている職業は、一般的にいって、家庭の仕事と関連の深いもの・手先をつかう仕事・比較的体力を使わない仕事が多く、体力を必要とする職業や、長い期間かかると技術を身につけなければならない職業、あるいは責任のある立場で仕事をすすめる管理的職業などについて

第31表 A 専門的技術的管理的職業についている婦人

(職業中分類によるもの)

職 業 (中 分 類)	男	女	総数に対する 女子の割合 %
技 術 者	367,100	800	0.2
教 員	474,100	260,100	35.4
医 療 保 険 技 術 者	193,200	248,400	54.6
芸 術 家	39,800	17,300	30.3
その他の専門的職業従事者	267,600	71,100	26.6
管 理 的 職 業 従 事 者	786,800	22,300	2.8

国勢調査(30年)による

第31表 B 特に婦人の占める割合が少ないもの

職 業 (中 分 類)	男	女	総数に対する 女子の割合 %
技 術 者	367,100	800	0.2
大 学 教 員	35,600	3,500	8.9
医 師	81,300	9,100	10.0
獣 医 師	9,700	—	0.0
画家、彫刻家、その他の美術家	12,400	600	4.6
著 述 者、記 者、編 集 者	42,500	3,300	7.2
科 学 研 究 者	17,500	1,600	8.4
裁判官、検察官、弁護士、公証人	13,100	200	1.5
写 真 師	23,900	2,600	9.8
管 理 的 公 務 員	103,400	900	0.9
卸売店の支配人および管理者	4,200	200	4.5

国勢調査(30年)による

注 1) 職業小分類(技術者のみ中分類)による専門的技術的管理的職業のうち女子が10%以下のものを掲げた。

ているものが少いことが特徴と見られます。戦後の法制の改革にともなって、裁判官・検察官・弁護士・公認会計士・管理的地位にある公務員・公立小中学校校長などの地位にある婦人が目につくようになりましたが、その数はごくわずかです。裁判官・検察官・弁護士などのように司法関係の仕事をしている婦人は国勢調査(三〇年)によると、全国で二〇〇人おりますが、その総数に占める割合は一、〇〇〇人に対して一五人にすぎません。管理的地位にある婦人公務員は、国家公務員・地方公務員を合わせて九〇〇人いますが、全部の管理的地位にある公務員一、〇〇〇人に対してわずか九人にすぎません。特に婦人の少い職業は技術者で、約三七万人の技術者のうち、婦人はわずか八〇〇人で〇・二%を占めているにすぎません。而も、その分野は、化学・農林技術に限られており、機械・電気・土木建築などの婦人技術者はほとんどおりません。

3 雇われて働く婦人

雇われて働く婦人の数は、戦後、昭和二四年頃少し減少しましたが、それ以後ひきつづき増加しています。昭和三二年の女子雇用者数は、前年より四三万人増加して、五五五万人に達しました。男子は九五万人増加して一、三二六万人になりましたが、増加率では女子は八・四%で、ここ一、二年来の傾向を保持して男子の七・七%を依然しのいでいます。雇用者総数にしめる女子の割合は、二九・五%となり、その割合は年々増えています。(第32表 昭和三二年を一〇〇とする)と三二年には女子一六九、男子一四〇で、男子よりも女子の増加率が高くなっています。(第13図)

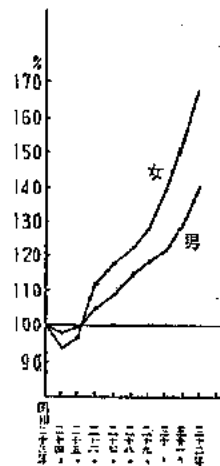
女子雇用者のうち、最も多いのは製造業の二〇二万人で、総数の三六・四%、ついで、サービス業の一四一万人、卸売及金融保険不動産業の一八八万人となっていて、この三産業が女子雇用者数の大部分(八三%)をしめており、前年よりの増加分四三万人の約九割はこれらの産業に吸収されています。そして、これら女子雇用者の三分の二が一〇〇人未

第32表 雇用者数の推移（昭和23年～32年）

年 別	計	男 子	女 子	年別雇用者数中割合 （%）	増 加 率（指数）	
					男 子	女 子
昭和23年	万人 1,274	万人 946	万人 329	25.8	100.0	100.0
25	1,265	948	317	25.1	100.8	96.4
27	1,421	1,031	390	27.4	109.1	118.6
29	1,540	1,115	424	27.5	118.0	128.9
31	1,744	1,231	512	29.4	130.3	155.6
32	1,881	1,326	555	29.5	140.3	168.7

総理府統計局—労働力調査

第13図 男女別雇用者の推移
（昭和23～昭和32年）23年＝100



総理府統計局—労働力調査

第33表 婦人労働者の中の
有夫者の割合

年 別	%
23 年	9.0
25 年	9.0
28 年	10.9
29 年	14.2
30 年	15.0
31 年	16.2
32 年	17.4

労働省婦人少年局調

まの特性を生みだし、それが又婦人の労働条件や職場における地位に大きな影響を及ぼしていることはみのがすことができません。

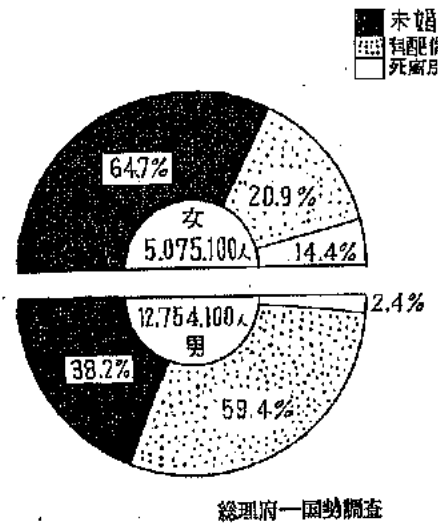
まず年令をみると、婦人労働者の平均年令は二五・五才で、その七割近くが二五才未満の若い婦人で占められており、男子の平均三三・二才とくらべると、かなりひらきがあります。配偶関係でも未婚者が全体の六五%を占め、配偶者のあるものは二一%、夫と死別又は離別したものが一四%

強となっていて、男子にくらべると未婚者（三八%）と配偶者のあるもの（五九%）の割合が逆になっています。（第14図）アメリカ労働省婦人局資料によるとアメリカでは、婦人労働者の四分の一がパート・タイム労働者であることにもよりますが、婦人労働者の平均年令は三九・五才（一九五六年）で、四五才以上の婦人が三分の一以上を占めています。未・既婚別では既婚婦人が圧倒的に多く、未婚者は四分の一にすぎません。（一九五五年）カナダでは女子労働力人口中三分の一は既婚婦人で、五分の一は四五才から六四才の年長婦人です。（カナダ労働省婦人局一九五四年）

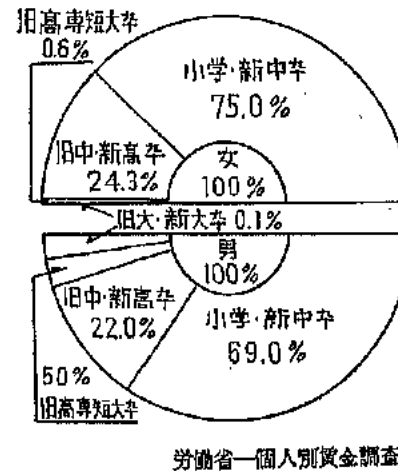
婦人労働者の平均勤続年数は三・六年で、男子の七・二年の半分です。昭和二十四年には女子三・二年、男子六・六年です。平均年令、勤続年数ともに近年次第に高くなっているものとみられます。未婚者が多いので扶養家族数も婦人労働者は当然少く、一人平均〇・二人で、男子の二・一人にくらべると著しい差があります。更に、婦人労働者の教育程度の分布状況を男子と比較しますと第15図の通りです。小学校、新制中学校卒業者と旧中学、新制高校卒業者とは男子二・七人に対して女子は一人の割合ですが、旧高専、短大卒業者になると男子二三・五人に対し、女子は一人、大学卒業者は男子一一・九人に対して女子一人と、教育程度が高くなるにつれて女子の割合が激減しています。

女子の賃金は、戦後男女同一賃金の原則や教育の機会均等が法制化され、また、生活給に重点がおかれたことなどのために、男子との間の平均賃金の差が漸次少くなる傾向がみられ、第19表にみると昭和二三年に男子に対する女子の平均月間現金給与額の比率は四三・〇％であったのが、昭和二四年には四五・〇％、二五年四六・五％、二六年四六・二％と上昇しました。しかし、この上昇の傾向は、昭和二五、二六年を頂点として下りはじめ、昭和三二年の女子の平均賃金は前年の四・七％増の一〇、六三八円、男子は七・二％増の二五、六八八円で、男子の平均賃金に対する比率は四一・四％となり、前年より更に一％のひらきを増しています。これは、わが国の賃金体系が、現在でも年令、勤続年数、学歴、扶養家族などの要素に重きをおいていること、また最近になって、従来の生活給本位の賃金から職階給本位へと切りかえ

第14図 15才以上雇用者の配偶関係別比率
(昭和30年)



第15図 労働者の学歴別構成
(労働計) 昭和29年



第34表 男女常用労働者一人平均月間現金給与額及び男女比率
(昭和23年～32年)

年 別	男	女	男子に対する女子の割合 (%)
昭和23年	6,133円	2,640円	43.0
24	9,980	4,488	45.0
25	11,143	5,184	46.5
26	14,051	6,496	46.2
27	16,782	7,533	44.9
28	19,560	8,617	44.1
29	20,826	9,252	44.4
30	21,896	9,567	43.7
31	23,954	10,160	42.4
32	25,688	10,638	41.4

- 注 1) 労働者と職員の双方を含めた常用の雇用労働者。
 2) 昭和25年6、7、9月は男女別がないためこれを除いた9カ月平均。
 3) 昭和23～24年は旧毎月勤労統計調査、昭和25～29年または32年は改正毎月勤労統計調査なので直接には接続しない労働省—毎月勤労統計調査

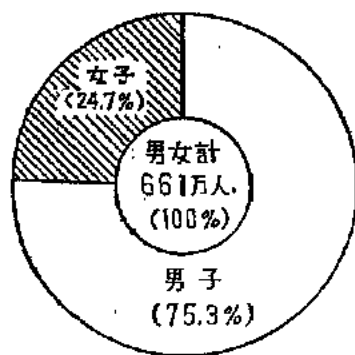
られる傾向が強くなり、職務給、役付給(職階の地位に支払われる給与)等が基本給にくり入れられる等のため、責任的な地位につきにくい婦人は賃金が低くなる傾向があることなどによるようです。

男女の賃金のあり方のちがいは、年令別の賃金にもあらわれています。製造工場に働く婦人の賃金を年令別にみると、(昭和二九年

個人別賃金調査) 二五～二九才は一五才～一九才の約一・五倍となり、最も高くなりますが、それ以後、低下の傾向を示しています。ところが、男子は四〇～四九才まで上昇しつづけ、この年令層を境として少しづつ低下しており、第16図に見るように男女の年令別の賃金上昇が異なっています。参考までにアメリカの婦人労働者の年令別賃金を見ると、同じく第16図にみるように四〇～四九才が最高となっており、男子のそれと大體似たような線を描いています。このことは、わが国とアメリカでは賃金のきめ方が異なることや、婦人労働者のあり方のちがいが一例えば、わが国では三〇才をすぎて製造工場で働く婦人は、二〇代にくらべると単純労働が多いと言われていますが——などが影響しているものと見えます。

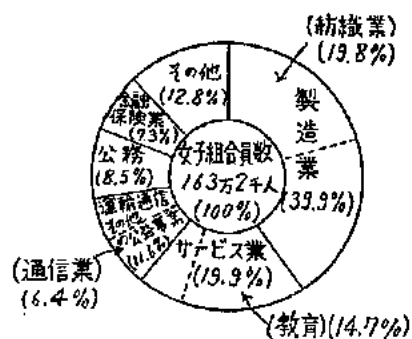
戦後急激に増加した労働組合員数は、昭和二四年を境として一時減少をみせましたが、その後、昭和二七、八年頃から

第17図 男女別単位労働組合員数
(昭和32年)



労働省—労働組合基本調査

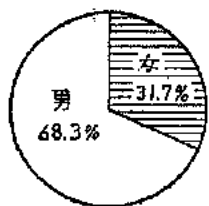
第18図 産業別女子単位労働組合員数
(昭和32年)



労働省—労働組合基本調査

第19図

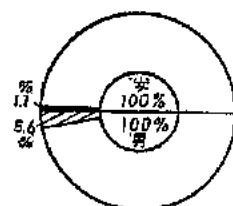
男女役員の割合



男女組合員の割合

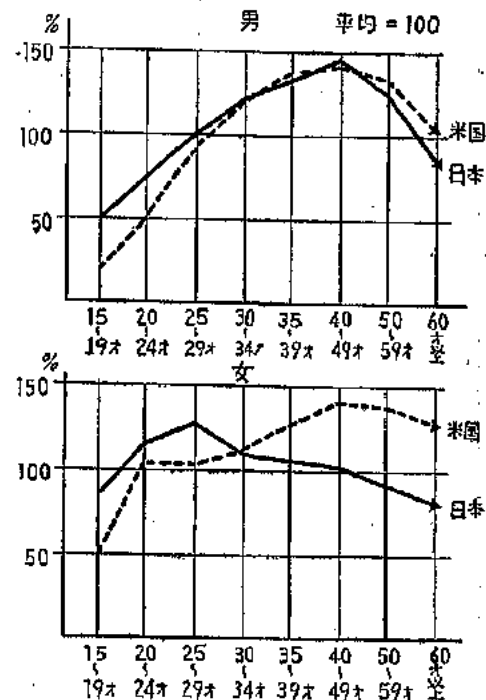


男女組合員数に対する
役員の割合



の他の公益事業七〇%、建設業四三%とつづき、製造業は三五%の組織率しかありません。
婦人組合員は全体の四分の一を占めているにもかかわらず、組合の役員となつてゐる婦人は非常に少く、昭和三三年には婦人の役員は組合員の一%にすぎません（男子五%）。資料がないので最近の状況を把握することは出来ませんが、全国の繊維産業における女子役員の選出状況について、昭和三十一年十二月末現在で

第16図 製造業労働者の年令別賃金
(中位数) の日米比較



(資料出所) 労働経済図説 (第4集) 労働大臣官房労働統計調査部

日本—昭和29年個人別賃金調査

米国—Report of Old Age and Survivors Insurance 1946

(注) 日本は4月分の月間きまつて支給する給与
米国は年あたり標準報酬

再び徐々に増加しはじめ三二年には女子組合員数は戦後最盛をしのぐに至りました。これは雇用者の増加によることは言うまでもありませんが、未組織労働者のなかで組合を結成する者が多かつ

たこと、とくに中小企業における未組織労働者の組織化が進んだこと等が原因しているといわれています。三二年六月現在で、全国の単位労働組合（三万六千）に加入している女子組合員は一六三万人を数え、前年四月に比べて六・三%の増加、組合員総数六六〇万人の約四分の一を占めています。（第17図）
女子組合員の産業別分布状況をみると、最も多数の組合員を有しているのは製造業で全組合員数の四〇%（その半数は紡織業）、ついでサービス業の二〇%（そのうち三分の二は教育）、運輸通信その他の公益事業の一・二%となっています（第18図）が、組織率からいうと、組合員数の多い製造業は必ずしも高くなく、公務が最高で八七%を示し、運輸通信そ

婦人少年局が調べた処によりますと、婦人の役員は組合員の一・一％、男子は五・六％になっています。男女役員の割合は女子三に対し男子七で、男女組合員の割合（女子七対男子三）の逆になっています。（第19図）女子の圧倒的に多い繊維産業においてもこの様な状況ですから、全体としてみると婦人の役員は非常に少いことがうかがわれます。

四 婦人と農業

1. 農業に働く婦人の割合

農林省調査によれば、我が国の農家数は昭和三〇年で六〇四万世帯^注、全国世帯総数の約三割を占めています。戦後実施された農地改革の結果、自作、小作別の農家数は戦前にくらべるといじろしい変化をみせ、戦前に約三割であった自作農が三〇年には約七割に増加し、戦前に同じく三割であった小作農が三〇年には四％に減少しました。

我が国農業の特色の一つは、一農家当りの耕作農用地が非常に狭いことで、五反未満（約五〇〇〇平方メートル未満）のものが三分の一で、一町以上（二万平方メートル以上）の農用地を所有しているものは三分の一にすぎません。（第35表）また、機械よ

第35表 経営農用地面積広狭別農家戸数

	農家数	%
	万	%
	604	100
5反未満	207	33.1
5反以上～1町未満	189	31.4
1町〃～2町〃	156	25.9
2町以上	52	8.6

資料 農林省統計調査部調（30年）

りも「人手」によつて農業が行われていること、而も、その半数以上が婦人によつて行われていることも我が国農業の特色といえます。労働力調査によれば、昭和三二年度の婦人の農林業就業者は、八三一万人で、婦人の就業者総数の半数近く（四七％）は農業に従事していることになります。男子で農業に従事しているものは就業者総数の三分の一（三二％）にすぎません。

農業に従事している婦人の働いている立場をみると、大部分（八五％）が家族の一員として無償で働いている家族従業者であるのに対し、男子では家族従業者として農業に従事しているものは、三分の一程度で約六割は業主として農業を経営しています。（第36表）

第36表 農 林 業 就 業 者 数

	就業者総数		農林業就業者数		農林業の中の家族従業者 (%)	
	男	女	男	女	男	女
昭和24年	万人 2,161	万人 1,446	万人 870	万人 937	% 39.2	% 85.0
25年	2,164	1,408	865	877	38.6	84.2
26年	2,189	1,433	809	808	38.2	86.4
30年	2,426	1,705	850	868	40.7	87.5
31年	2,481	1,729	832	843	38.2	87.0
32年	2,552	1,767	802	831	37.2	85.0

総理府統計局労働力調査による

最近の傾向として注目されることは、長い間婦人就業者の中で半数以上を占めていた農林業に働いている婦人の数が、農林業以外の産業に働いている婦人の数より少なくなったことです。昭和五年の国勢調査によれば、一四才以上の女子就業者の約六割が農林業に、残りの約四割が非農林業に働いていました。労働力調査によると、戦後も農林業に働いている婦人の数が多かったのですが（昭和二十四年では女子就業者の六五%）その後農林業に働く婦人の数はわずかに減少する傾向を示したのに反し、非農林業に働く婦人の数が次第に増加した結果、昭和三十一年にはじめて、非農林業に働く婦人の方が農林業に働く婦人より四四万人多くなり、割合も五一%を占めるようになりました。三十二年になると、更にこの傾向が強くなり、女子就業者のうち農林業に働く婦人は四七%、非農林業に働く婦人は半数以上の五三%というようにその割合が変ってきました。なお、昭和五年の国勢調査において一四才以上の婦人で農林業に働いているもの、その他の産業に働いているものをそれぞれ一〇〇として三二年と比べてみますと、農林業は一三二で約三割増加した程度ですが、非農林業は二三六で二倍以上に増加しています。

注 就業構造基本調査（総理府統計局）によれば、農林業世帯数は五二九万で農

林省調査による農家世帯数とはかなりの開きがあります。これは世帯主の就業状態によつて分類されたので、兼業農家のうち、世帯主が非農林業に従事し、家族が農林業に従事しているものは農林業に含めなかったことによると思われます。

2. 農家における婦人の農業労働

我が国の農業に働いているものの半数以上が婦人でその大部分が家族従業者であることは、前項で述べた通りですが、最近（三一年）の農家経済調査（農林省）でみると、農家の十五才以上の婦人の三分の二（六七%）は自家農業（第37表 参照）を主になつてしており、その割合は男子よりも少し多くなっています。このことは、我が国の農家の耕作農用地が狭いために、農業によつて世帯全員の生計をまかなっている専業農家が約三分の一（三五%）にすぎず、残り三分の二（六五%）の農家は、世帯員の出稼、賃労働、会社工場等に勤務して得た勤労収入と農業収入を合わせて生計を維持している、いわゆる兼業農家であるということと関係があるようです。このような兼業農家で出稼・会社工場等に働きにしているものは男子に多く、十五才以上の農家の男子の約四分の一（二四%）となつており、（婦人はわずか七%）その結果、自家農業は婦人の労働に期待されることが多いように思われます。

自家農業をしている婦人について、年令階級別にみると、二〇才～五九才までの婦人では、五分の四（約八〇%）を占めており、男子よりもかなりその割合が多くなっています。しかし、六〇才をすぎると、婦人で自家農業をしているものは三分の一（三三%）となり、男子に比べるとその割合が大へん少なくなっています。（第37表）

農業労働は季節、天候などに左右されることが多いので、商家や工場での労働のように一年間大体一定した労働時間で行くのは大へん異り、季節によつて繁閑の差がけしいのが特色です。最近の労働力調査（三二年一月～三三年一月）をみると、五月～六月頃の農繁期に婦人が農業に従事する時間は、一週間平均五一時間前後で一日平均七・四時間働いて

第39表 農機具 (1戸当平均)

		24 年	31 年
		合	合
原動機つき	{ 動力耕転機	0.01	0.04
	{ 動力噴霧機	不明	0.01
原動機のみ	{ 電力動力機	0.22	0.25
	{ 石油発動機	0.12	0.32
動力作りの農機具	{ 動力噴霧機	不明	0.03
	{ 動力脱穀機	0.28	0.51
	{ 動力播種・表調機	0.16	0.19
	{ 動力精米・精麦機	0.15	0.17
畜力・人力作業機	{ 犁(ブラウを含む)	0.77	0.91
	{ 碎土機(馬銛・ハローを含む)	0.82	0.90
	{ カルチベーター	0.03	0.15
	{ 畜力除草機	0.05	0.02
	{ 足踏脱穀機	0.65	0.50
	{ 牛馬車	0.17	0.24
	{ 荷車リヤカー	0.73	0.90

資料 農家経済調査報告 (農林省)

このように水田の中での作業や、重い物の運搬等、かなりはげしい筋肉労働であるということも一つの大きな問題です。このような婦人の労働を軽減するために農機具や農業薬剤がどの程度普及したかを農家経済調査によつてみると、農家の婦人の労働軽減に關係が深いといわれている動力脱穀機の普及はめざましく、昭和二十四年には、動力脱穀機を所有する農家は四戸に一戸の割合でしたが、三一年には、二戸に一戸の割合になりました。一方、足踏脱穀機は二十四年には一〇戸に対して六・五戸が所有していましたが、三一年には五戸にへつています。動力播種・表調調整機は動力脱穀機ほどいじりしく増加していませんが、三一年には五戸に一戸となつています。耕転用具のうち動力耕転機の普及はまだ限られていますが、畜力・人力による犁(ブラウを含む)や碎土機(馬銛・ハローを含む)はかなり普及し、一〇戸に九戸は所有しており、二十四年に比べると一〇戸につき一戸の割合でふえています。運搬用具もかなり普及し、荷車リヤカーは、二四年には一〇戸につき七戸が所有していましたが、三一年は九戸に増加し牛馬車の所有農家は五戸に一戸の割合から、四戸に一戸の割合に増加しました。

(第39表)

農家経済の面においても農機具の普及の結果、農

農業就業時間を見ると、一週間平均二七時間(二九時間、一日当り三・九時間)で、農繁期の大半を半分になっています。この時期の男子の農業就業時間に比べると、農繁期と同じように婦人の就業時間は一日平均一時間短くなつています。

(第38表)

農業に働く婦人の労働は、以上のような就業時間の問題以外にそれが主として、屋外の労働であり、而も田植え、除

第37表 農家人口のうち自家農業をしているものの割合

	農家人口		自家農業を主とするもの ¹⁾	
	男	女	男	女
14才以下	100	100	-%	-%
15才以上の人口総数	100	100	64.3	66.5
15 ~ 19	100	100	26.4	26.6
20 ~ 34	100	100	65.8	80.0
35 ~ 59	100	100	76.2	82.0
60才以上	100	100	66.1	33.0

資料 昭和31年度農家経済調査 (農林省) による

注1) 農家人口のうち、自営農業を主とするもの、賃労働を主とするもの、職員勤務を主とするもの、他出家族、非従業者をのぞき自家農業を主とするものをいう。

第38表 平均週間農林業就業時間¹⁾

	男	女
	時間	時間
32年11月	45.4	38.1
12月	37.6	29.4
33年1月	35.8	27.9
2月	34.7	27.1
3月	36.7	26.7
4月	43.1	34.7
5月	59.4	51.7
6月	58.8	50.9
7月	47.5	40.3
8月	40.2	32.7
9月	45.7	38.9
10月	51.4	43.8

労働調査 (総理府統計局)

注1) 副業を含まない本業のみの就業時間である

第41表 動物性食品の消費量

(年間 1人当り)

			魚介類	③獣肉類	鶏 卵	③牛乳及山羊乳	バター	食用油
単 位			円	匁	個	合	0.5ポンド	合
実数	農家	26年	1,120	67.3	29.8	13.6	0.02	0.39
		31年	1,565	140.0	54.2	36.4	0.02	0.68
	都市	26年	2,273	481.0	37.0	16.3	0.22	4.16
		31年	2,824	758.0	64.0	37.5	0.37	5.34
%	農家	26年	100	100	100	100	100	100
		31年	129	208	182	268	100	174
	都市	26年	100	100	100	100	100	100
		31年	124	158	173	230	168	128

資料出所 国民生活白書(32年)より

注1) 都市は総理府統計局の家計調査(全都市世帯)農家は農林省農家経済調査により、それぞれ世帯人員で除したものである。

2) 都市は暦年、農家は会計年度である。

3) 都市の「獣肉類」の項は牛、豚肉を合計したもの、「牛乳及山羊乳」の項は牛乳だけの消費量である。

量が多くなっています。これら動物性食品について同じ時期の都市世帯の消費量の増加の割合と比べると、バターを除いて農家の方がいじめるしく増加しています。しかし農家の動物性食品の消費量そのものは、三一年においても、牛乳及び山羊乳を除いては都市世帯よりもかなり少く、バターでは都市世帯の約五分、食用油は約一割、獣肉類は約二割、鶏卵は約八割にすぎません。

また家事労働の面では、農家では、照明用電気は別として、まだ水道、ガス等公共施設や、電気器具等の普及率はかなり低く、全国的にみると、都市の家庭とはかなりの違いが見られます。けれども、生活の合理化、婦人の家事労働の軽減をはかるうとする意識は農村にも少しずつ浸透しており、電気ポンプ、電気洗濯機等をもつ農家が少しづつふえて、一部の農家の生活

第40表 家族農業労働力の推移

(1戸当平均)

		家族農業従事者	家族農業従事者の就業日数
男	昭和24年	1.53人	332.9日
	" 31年	1.36	275.0
女	昭和24年	1.58	293.0
	" 31年	1.39	243.0

資料出所 農家経済調査

業経営費に占める農具修繕及び減価償却費の割合が多くなり、二四年には四・九%でしたが、三一年には一三・二%となっています。また農業薬剤の購入費の割合も増加し二四年は二・三%でしたが、三一年には三・二%になりました。

このような農機具・農業薬剤の普及も影響して、農業に働く婦人の労働日数は少くなりつつあります。農家経済調査によると、昭和三一年に自家農業に従事した婦人は一戸当り平均一・三九人で、二四三日農業労働をしていましたが、二四年に比べると、〇・一九人少くなり、また農業就業日数は五〇日少くなりました。(第40表)

3. 農家生活の変化

昔ながらのしきたりが根づよく残っているといわれている農家の生活も戦後はかなり変わってきました。家族員数の多いことが当然のように思われていた農家も、最近では次第に家族員数が少なくなってきました。すなわち、前掲の農家経済調査(農林省)によると、昭和二四年には農家一戸平均六・五八人でしたが、三一年は六・一八人で一戸当り平均〇・四人少くなっています。

食生活については戦前の農家の食生活は大部分が植物性食品で、魚や肉や卵のような動物性食品は食膳にのぼることがあまりなかったと言われており、戦後も農家の食事は「ばつかり食」と呼ばれ食生活に変化がないことが指摘されていますが、ここ数年間の動きをみますと、動物性食品をとる量が非常に増加してきました。三一年の農家経済調査によると農家の一年間一人当り魚介類、獣肉類、鶏卵・牛乳及山羊乳・バター・食用油の消費量は第41表に示した通りで、五年前に比べると、バターを除いて、増加の割合が低い魚介類で三割、増加の割合の最も高い牛乳及び山羊乳では二・七倍に消費

電気井戸ポンプ
第42表 専業兼業別、電気洗濯機の普及率
ミ シ ン

	電気井戸ポンプ		電気洗濯機		ミ シ ン	
	もつて いる	うち過去1 年に買った	もつて いる	うち過去1 年に買った	もつて いる	うち過去1 年に買った
総 数	8.7%	3.1%	5.2%	2.3%	51.3%	3.7
専 業 農 家	7.6	3.2	2.4	0.6	46.3	4.2
第1種兼業農家	6.9	2.2	2.8	1.6	48.2	3.1
第2種兼業農家	11.1	3.6	10.2	4.8	58.8	3.2

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」(33年9月)

はかなり都市化したといわれています。三三年版国民生活白書(経済企画庁)によると、電気井戸ポンプをもっている農家は、九%、電気洗濯機は五%となっています。同白書による都市世帯の電気洗濯機の普及状況は、約三割であることとくらべると、かなりの開きが見られます。専業兼業別に電気井戸ポンプ・電気洗濯機の普及状況を見ると、第二種兼業(農業を従事する農家)に多く普及しており、一割以上の世帯が所有していますが、第一種兼業(農業を主とするもの)専業農家ともに普及率がかなり少くなっています。

農家のミシンの普及はめざましく、半分以上の農家がもっていますが、専業、兼業別にみると、やはり第二種兼業農家が多くの所有しています。

(第42表)

同じく国民生活白書(三三年版)によれば、家庭娯楽としてのテレビは聴取地域の関係もあって、まだ農家では二・六%の普及率ですが、ラジオは約九割の農家が所有しており、都会の普及状況とほぼ同じ水準で、農村の文化、娯楽に大きな地位を占めています。カメラのある農家は六世帯のうち一世帯ですが、都市世帯の約四割の普及状況にくらべるとかなり低くなっています。

第43表 常住他出家族別農家世帯員数

		昭和24年	昭和31年	
常住家族員数	計男女	6.58人	6.18人	
	男	3.24	3.00	
	女	3.34	3.18	
他出家族員数	総 数	計男女	0.06	0.20
		男	0.04	0.12
		女	0.02	0.08
	出 稼	計男女	0.04	0.15
		男	0.03	0.09
		女	0.01	0.06
	遊 学	計男女	0.02	0.05
		男	0.01	0.03
		女	0.01	0.02

資料出所 農家経済調査

以上述べたように、生活を合理化するための家庭用電化器具や、家庭娯楽の普及は、都会にくらべればまだ低いのですが、農家の生活に少しずつ変化をもたらしているといえます。

最後に農家の子女の教育について農家経済調査の「世帯員の構成家族の業態調査」による遊学人員(学校に行くために家を出ている者、したがってその大半は大学に行っていると思われ)をみると、昭和二十四年は一戸当たり常住家族員六・五八人に対して、〇・〇二人でしたが、三一年には、六・一八人の家族員数に対して遊学しているものは、〇・〇

五人に急激に増加しています。(第43表)

以上述べた通り、戦後農家の生活がかなり変わってきたのですが、まだまだ残されている問題も少くありません。例えば日常の食生活はきりつめても結婚費用には必要以上に経費をかける習慣が残っており、国民生活白書(三三年版)によれば、「一週間に一回未満ないし一〜二回しか肉や魚を食べないような生活をしている世帯でも嫁入りとなれば一〇万円以上の経費をかけ、うち衣服費に五万円以上かけている世帯が二〇%もある。また風呂に一週間に一回か二回しか入らない世帯が二五%にものぼり、これらの世帯で嫁をもらうのに一〇万円以上の経費をかけるという不合理な生活をしている世帯が四〇%以上にのぼっている」とのことです。

農家の生活を改善するために、農林省では昭和二十三年に生活改良普及員を全国に配置して指導を行っています。その数はだんだん多くなり、三三年四月現在で、約一六〇〇人の普及員が活躍しています。一方、農業協同組合婦人部の活動も年々活発になり、二六年に全国的な連絡協議会を結成し、三一年三月現在三四六万人が加入しています。農家一戸について一人の婦人が農協婦人部に加わっているものとして、農家総数に対する農協婦人部会員の割合を見ると、約六割になっています。最近では、農休日の設定、家族計画の普及・生活改善・保育所の増設など農家の婦人の生活を見ると、約六割にするための啓発活動を全国的に展開しています。こうした生活改良普及員や農協婦人部の活動は農家の婦人の生活の改善に大きな役割を果しているといえます。

注 経済企画庁が三〇年・三一年の二カ年以内に結婚をした世帯を対象として全国九ブロック、四一五世帯について行った農家の生活実態調査の結果である。

五、婦人と結婚

1 婚姻

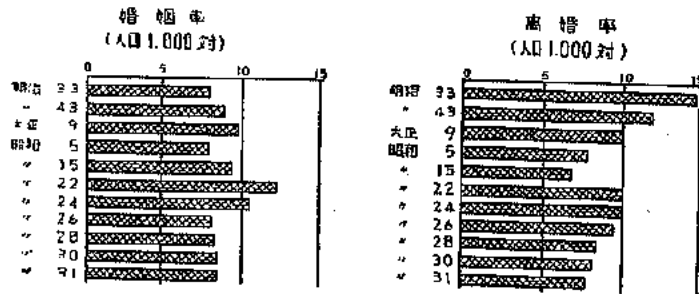
厚生省人口動態統計をみると、最近一年間の全国の結婚件数は約七〇万で、婚姻率は人口一、〇〇〇に対し七・九となっています。(第44表、第20図)

戦前の我が国の婚姻率は一〇〇〇人に対して七・九を上下していましたが、終戦直後(二三年)は二二・〇と急激に高くなり、これは戦前に最高であった九・八(大正九年)よりもかなり高くなっています。戦後二・三年間は婚姻率が一〇以上でしたが、二五年は八・六と急に低下し、翌二六年は七・九となりその後には大きな動きがみられません。

同じく人口動態統計により届出のあった婚姻について初婚・再婚に分けてみるとつねに「夫妻共初婚」が最も多く、終戦直後(昭和二三年)は八一%で、戦前(昭和一〇年)にくらべると割合が少くなりましたが、その後次第に増加の傾向をたどり、三一年には八八%になりました。(第46表)

これら夫妻とも初婚のものの平均結婚年齢は、三二年では夫が二六・八才、妻が二三・九才で、終戦直後に比べると、夫妻ともに約一才高くなっていますが、戦

第20図 婚姻および離婚率の年次推移



資料出所 厚生省人口動態統計

第43表 初婚・再婚別婚姻件数(%)

	総数	夫妻共婚 初婚	夫妻共婚 再婚	夫妻共婚 再婚	夫妻共婚 再婚
昭和10年	100.0	84.6	2.6	8.1	4.7
" 22年	100.0	80.8	7.2	7.3	4.7
" 24年	100.0	81.2	5.6	7.4	5.7
" 26年	100.0	83.5	3.7	7.5	5.3
" 28年	100.0	86.2	2.8	7.0	4.0
" 30年	100.0	87.3	2.5	6.6	3.7
" 31年	100.0	87.5	2.5	6.4	3.6

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)

注 22年以降はその年に挙式しその年に届出たもののみを対象にしている。

第47表 平均初婚年令の推移

	夫	妻	年令差
明43 (1910)	27.0才	23.0才	4.0才
大9 (1920)	27.4	23.2	4.2
昭5 (1930)	27.3	23.2	4.1
昭15 (1940)	29.0	24.6	4.4
" 22 (1947)	26.1	22.9	3.2
" 24 (1949)	25.9	22.9	3.0
" 26 (1951)	25.9	23.1	2.8
" 28 (1953)	26.2	23.4	2.8
" 30 (1955)	26.6	23.8	2.8
" 31 (1956)	26.8	23.9	2.9

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)

注 昭和18年までは届出時の年令によっているが、22年以降は挙式時の年令によっている。

第44表 年次別婚姻・離婚件数及び率

	婚姻		離婚	
	実数	率 (人口千対)	実数	率 (人口千対)
明33 (1900)	347千	7.9	64千	1.46
" 43 (1910)	441	9.0	59	1.21
大9 (1920)	546	9.8	56	0.99
昭5 (1930)	507	7.9	51	0.80
昭15 (1940)	667	9.3	49	0.68
" 22 (1947)	934	12.0	80	1.02
" 24 (1949)	842	10.3	83	1.01
" 26 (1951)	672	7.9	82	0.97
" 28 (1953)	682	7.8	75	0.86
" 30 (1955)	716	8.0	76	0.84
" 31 (1956)	716	7.9	72	0.80

資料出所 厚生省人口動態統計

注 百以下四捨五入。

第45表 諸外国の婚姻率(人口1,000対)

	日本	スウェーデン	ドイツ(1)ス	イギリス(1)ス	フランス	イタリア	アメリカ	オーストラリア
大年10~14(1921~25)	9.1	6.5	10.9	8.2	11.0	9.4	10.9	8.4
昭5~9年(1930~34)	7.6	7.1	9.1	7.8	7.7	7.0	8.9	6.8
" 15年 (1940)	9.3	9.3	8.8	11.1	4.4	7.1	12.1	11.1
" 22年 (1947)	12.0	8.8	10.0	9.3	10.5	9.6	13.9	10.1
" 24年 (1949)	10.3	7.9	10.1	8.6	8.2	7.8	10.6	9.2
" 26年 (1951)	7.9	7.7	10.3	8.2	7.6	7.0	10.4	9.2
" 28年 (1953)	7.8	7.4	8.9	7.8	7.2	7.2	9.8	8.0
" 30年 (1955)	8.0	7.2	8.7	8.1	7.2	7.6	9.3	7.8
" 31年 (1956)	7.9	6.9	8.9	7.9	6.7	7.5	9.4	7.6

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)「Demographic Yearbook 1951 United Nations」より

注 1. 昭和21年以降のドイツは西ドイツ共和国に関するものであり、イギリスはイングランドおよびウェールズをとった。
 2. 昭和31年は国連統計月報 October 1957 による。

前の昭和十五年頃にくらべれば、夫は約二才、妻は約一才低くなっています。また戦前に比べると、夫と妻の年齢差が小さくなっており、而も、戦後ひきつづき年齢差が少くなる傾向がみられ、終戦直後は三・二才の差でしたが、三一年は二・九才になりました。(第47表)

初婚者の結婚年齢について年齢階級別にみると、夫は二五～二九才のものが最も多く六割を占めています、妻は二〇～二四才のものが多く六割四分となっています。(第48表)

第48表 年齢階級別初婚件数 (%)

	夫	妻
総 数	100.0	100.0
20 才 未 満	0.6	7.1
20 ～ 24	27.1	64.0
25 ～ 29	59.8	24.5
30 ～ 34	10.8	3.3
35 ～ 39	1.2	0.7
40 ～ 44	0.3	0.2
45 ～ 49	0.1	0.1
50 才 以 上	0.1	0.1

資料出所 厚生省人口動態統計 (31年)

第49表 年齢階級別妻の再婚件数 (%) (31年)

	再 婚 件 数
総 数	100.0 (25,617)
20 才 未 満	0.4
20 ～ 24	14.4
25 ～ 29	32.7
30 ～ 34	24.2
35 ～ 39	13.6
40 ～ 44	6.7
45 ～ 49	3.9
50 才 以 上	4.3

資料出所 厚生省人口動態統計 (31年)

注 31年に挙式し、同年中に届出たもののみである。

第50表 前婚解消の年数別
妻の再婚件数 (%)

	再婚件数
総 数	100.0 (25,617)
同 年 中	14.8
1 年 前	23.4
2 年 前	13.8
3 年 前	9.8
4 年 前	7.6
5 年 前	6.4
6 年前～9 年前	14.2
10 年 以 上 前	9.9

資料出所 厚生省人口動態統計 (31年)

注 31年に挙式し同年中に届出たもののみである。

つぎに再婚者についてみると、戦前戦後を通じて「夫が再婚で妻は初婚」が多く、三一年では婚姻総数の六・四%、つぎが、「夫妻とも再婚」で三・六%、「夫は初婚で妻が再婚」はもっとも少く、二・五%となっています。(第46表)再婚した妻の年齢をみると、二五～二九才のものが多く約三分の一を占めており、つぎが三〇～三四才までのもので約四分の一となっています。(第49表)初婚者の妻の年齢は約七割が二四才以下ですが、再婚者では二五才以上のものが、八割五分を占めています。

前の結婚を解消してから再婚までの期間をみると、三一年に結婚式を行いその年のうちに届出た再婚の婦人については、約半数が前婚解消後二年以内となっていますが、一〇年以上たってから再婚しているものも少なく、約一割を示しています。(第50表)

結婚は市区町村長に届出をすることによって成立するわけで、届出がなければ、どれ程長い間男女が共に生活し、二人の間に子供があっても内縁関係とみなされます。この届出を挙式から五カ月目までに済ませているものは、終戦直後は約半分でしたが、その後次第に多くなり、三一年には六二%に増加しました。最近では、(三一年)約八割のものが挙式から一年にならないうちに届出をしています、五年あるいは一〇年以上経ってから届出しているものもみられます。(第51表)

第52表 年次別離婚率 (人口1,000対)

	日 本	スウェーデン	ドイツ(1)	イギリス(1)	フランス	アメリカ	オーストラリア
昭和11年(1936)	0.66	0.45	0.75	0.10	0.54	1.84	0.37
" 15年(1940)	0.68	0.55	0.75	0.18	0.28	2.00	0.46
" 22年(1947)	1.02	1.04	1.68	1.36	1.41	3.37	1.15
" 24年(1949)	1.01	1.09	1.69	0.78	0.95	2.67	0.83
" 26年(1951)	0.97	1.19	1.16	0.64	0.80	2.48	0.86
" 28年(1953)	0.85	1.17	0.97	0.67	0.70	2.46	0.90
" 30年(1955)	0.84	1.22	0.85	—	0.67	—	0.73

資料出所 厚生省人口動態統計 (31年) 「Demographic Yearbook 1956 United Nations」より

注 第45表(注) 1. 参照

第53表 婚姻継続期間別離婚件数(%)

	10 年	22 年	26 年	30 年	31 年
総 数	100.0 (48,528)	100.0 (79,551)	100.0 (82,331)	100.0 (75,267)	100.0 (72,040)
1 年 未 満	14.2	14.1	15.8	14.9	15.4
6 カ 月 未 満	6.0	4.6	7.1	7.1	7.5
6 カ 月 以 上	8.2	9.4	8.7	7.8	7.9
1 年 以 上 2 年 未 満	13.8	14.6	16.4	13.2	13.1
2 ～ 3	10.9	10.9	13.5	10.1	9.9
3 ～ 4	9.3	12.1	10.4	8.3	7.8
4 ～ 5	6.9	9.3	7.8	7.3	6.8
5 ～ 10	22.5	23.3	17.9	26.4	26.5
10 ～ 5	11.4	8.5	8.9	10.2	10.7
15 ～ 20	5.5	3.8	4.3	5.2	5.2
20 年 以 上	5.5	3.1	3.7	4.3	4.5
不 詳	0.0	0.3	1.3	0.1	0.1

資料出所 厚生省人口動態統計 (31年)

注 婚姻継続期間は昭和10年は婚姻届から離婚届まで、昭和22年以降は結婚式から同居をやめるまでの期間によっている。

第51表 挙式から届出までの期間別婚姻件数(%)

	昭和22年	26 年	30 年	31 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
1 年 未 満	77.7	75.3	80.8	81.4
同 月 ～ 5 月 目	49.5	53.5	61.4	61.7
6 月 目 ～ 11 月 目	28.2	21.8	19.4	19.7
1 年 ～ 2 年 未 満	16.2	15.9	12.3	12.1
2 ～ 3	2.3	3.5	2.6	2.4
3 ～ 5	1.6	1.8	1.6	1.2
5 ～ 10	1.2	1.9	1.4	2.2
10 年 以 上	1.0	1.5	1.3	0.7
不 詳	0.1	0.1	—	—

資料出所 厚生省人口動態統計 (31年)

2. 離 婚

五八

厚生省の人口動態統計によると、最近では、全国で一年間に約七五〇〇〇〇件の離婚が届けられており、離婚率は三一年は人口一〇〇〇〇に對し〇・八になっています。離婚率のうごきを見ると明治三三年から大正八年までは、一〇〇〇〇に對してつねに「一」以上でしたが、大正九年から一・〇以下になりその後次第に減少の傾向をたどって、昭和一三年には〇・六三となり最低率を示しました。終戦直後(昭和二三)は急に離婚率が高くなり、一・〇二に上昇しましたが、戦前の最高一・四六(明治三三年)に比べればかなり低くなっています。その後二・三三年間は一・〇以上の離婚率がつづきましたが、二六年に一・〇以下となり、それ以後少しずつ減少し、三一年には既に述べた通り〇・八になりました。(第52表)

離婚者の婚姻継続期間をみると、昭和三一年では一五％のものは結婚式をあげてから一年たたないうちに、約半分は五年にならないうちに同居をやめています。(第53表)

三一年中に同居をやめて離婚届をした夫妻の年令をみる

五九

第56表 種類別離婚件数(%)

	総数	協議上の離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚
昭和23年	100.0	98.2	1.5	0.1	0.2
25年	100.0	95.5	3.9	0.0	0.5
27年	100.0	93.8	5.4	0.0	0.8
29年	100.0	93.2	6.0	0.0	0.7
30年	100.0	92.8	6.4	0.0	0.8
31年	100.0	92.5	6.8	0.0	0.8

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)

第57表 親権を行う子の数別離婚件数(31年)

親権を行う子の数	妻が親権を行う子の数				
	総数	0	2	3	3人以上
総数	72,040	48,848	14,749	5,216	3,227
0	28,901	28,901	—	—	—
1	21,901	11,530	10,371	—	—
2	12,111	5,044	2,889	4,178	—
3人以上	9,127	3,373	1,489	1,038	3,227

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)

離婚の手續きは、協議離婚と裁判離婚とに分けられます。協議離婚は夫と妻の協議で離婚届を提出することによって成立する離婚です。夫と妻の話しあいで離婚の協議がまとまらない場合は、裁判離婚によることになりませんが、家事審判法によって離婚の訴えを起す前に家庭裁判所に離婚の調停を申し立てることになっています。調停にかけて和解が出来ず離婚したものを調停離婚といいますが、財産分与の額について折り合

三一年は約九割が協議離婚で、調停離婚が六・八%、判決離婚が〇・八%となっています。戦後のうごきを見ると、第56表に示したとおり協議上の離婚と判決離婚がわずかながらも増加しています。

第54表 夫妻の年齢階級別離婚件数(%)
(昭和31年中に同居をやめ届け出されたもの)

	夫	妻
総数	100.0	100.0
20才未満	0.2	2.3
20 ~ 24	10.0	26.7
25 ~ 29	33.3	30.3
30 ~ 34	22.8	18.5
35 ~ 39	12.0	10.2
40 ~ 44	8.2	5.7
45 ~ 49	5.5	3.1
50 ~ 54	3.3	1.5
55 ~ 59	2.2	1.0
60才以上	2.6	0.7

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)

と、夫・妻ともに二五〜二九才のものが多いのですが、四〇才以上で離婚するものは、夫の約二割に対して妻は約一割にすぎません。(第54表)

離婚夫妻が同居をやめてから届出までの期間をみると、五年では約八割のものが一年たたないうちに届出ていますが、三一年は約七割に減っており、同居をやめてから届出をする期間が長くなる傾向が見られます。(第55表)

届出をされた離婚について、その種類別に分けてみると、

第55表 同居をやめてから届出までの期間別離婚件数(%)

	昭和25年	27年	29年	31年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	77.7	73.8	72.3	70.3
同月中	19.2	18.3	18.8	18.1
翌月	18.5	16.9	16.6	15.9
第2月目〜11月	40.0	38.6	36.9	36.3
1年以上2年未満	10.1	11.6	11.2	11.6
2 ~ 5	6.7	8.7	13.1	10.5
5 ~ 10	3.6	4.0	3.5	7.6
10年以上	1.2	1.3	—	—
不詳	0.7	0.6	—	—

資料出所 厚生省人口動態統計(31年)

第58表 家事調停事件新受総数に占める離婚ならびに婚姻予約に関する件数の推移

	実 数			%		
	総 数	離 婚	婚姻予約に関するもの	総 数	離 婚	婚姻予約に関するもの
昭 23年	32,384	9,024	4,105	100	27.9	12.7
25	41,412	13,557	4,800	100	32.7	11.6
27	38,187	12,703	4,284	100	33.4	11.2
29	40,023	13,493	5,116	100	33.7	12.8
31	42,711	13,844	5,142	100	32.4	12.0
32	43,358	14,444	5,171	100	33.2	11.9

資料出所 司法統計年報家事編 (32年)

第59表 調停結果別離婚件数

		実 数	%
総 数		14,011	100
成 立	総 数	6,959	49.6
	婚 姻 繼 続	736	5.3
	別 居	229	1.6
	婚 姻 解 消	5,994	42.7
不 成 立		1,687	12.0
調 停 を し な い	調 停 を し な い	214	1.5
	24 条 の 審 判	49	0.4
	取 下	5,068	36.2
	そ の 他	34	0.2

資料出所 司法統計年報家事編 (32年)

職権で離婚の審判をすることがあります。この審判は二週間以内に異議を申立ると失効しますが、異議の申立がなく二週間がすぎると離婚が成立し、これを審判離婚といいます。調停離婚も審判離婚も成立せず、離婚の訴えを起した場合、離婚原因があると認められると「判決」によって離婚が成立することになります。

三年度の離婚者のうち、子供のあるものは約六割で、そのうち約三割は子供が一人、二人以上のものが約三割となっています。主婦の離婚後の子供の親権については、父母の協議によって（協議が得られないときは裁判によって）きめることになっていますが、三二年の例では子供が一人のときは夫が親権を行うものが五三%で妻が行うものより少し多くなっています。子供が二人のときは、二人の子供について夫が行うものが四一・六%、妻が行うもの三四・五%、夫が一人妻が一人とするものが二三・九%となっています。

3. 家庭裁判所できつあつた結婚関係事件

最近一年間の離婚のうち、約一割弱が家庭裁判所できつあつたもので、その多くが調停離婚であることは既に述べた通りです。家庭裁判所に受理された家事調停事件のうちでは離婚が最も多く三分の一で、婦人の結婚に関係の深い婚姻予約不履行（内縁関係の解消を含む）がこれにつき一割をこえています。（第58表）

① 離婚

三二年に家庭裁判所で調停を行った離婚事件は約一万四千件で、離婚の申立ては妻からのものが多く約四分の三を占めています。離婚申立てをした夫妻の結婚のしかたをみると、見合結婚のものが多く約九割で、恋愛結婚は一二%にすぎません。

離婚を申立てた原因をみると、「妻の申立て」によれば、「夫が不貞」が最も多く総数の約五分の一、つぎに多いのが

第62表 夫妻の従業上の地位別離婚件数 (%)

総数	夫 100	妻 100
業主	32.1	5.0
一般雇用者	40.1	14.3
官公雇用者	11.5	3.0
家族従業者	5.9	12.4
無業者	9.4	64.8
不詳	1.0	0.5

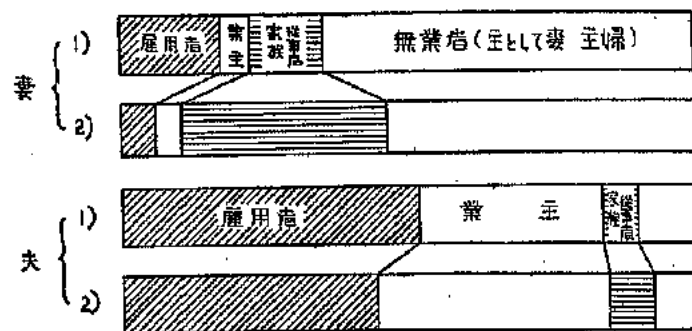
資料出所 司法統計年報家事編(32年)

第61表 夫妻の年齢別離婚件数 (%)

総数	夫 100 (14011)	妻 100 (14011)
20才未満	—	0.5
20～24才	3.1	11.2
25～29才	19.9	27.6
30～34才	24.7	23.0
35～39才	16.5	15.7
40～49才	22.5	15.3
50～59才	9.8	5.0
60才以上	3.3	1.1
不詳	0.1	0.1

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

第21図 従業上の地位別離婚件数 (%)



- 注 1) 32年に「家就」に離婚調停を申立てた夫妻の従業上の地位別割合
2) 全国民のうち有配偶者の従業上の地位別割合 (30年国勢調査)

第60表A 原因別離婚件数 (妻の申立)

	実数	%
総数	10,263	73.2
不慮虐待	2,946	21.1
浪費	1,940	13.8
浪犯	717	5.1
疾病	997	7.1
性格相違	192	1.4
不和	291	2.1
経済破綻	1,543	11.0
その他	460	3.3
不詳	736	5.3
その他	431	3.0
不詳	7	—

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

注 1) %は申立総数を100とした

第60表B 原因別離婚件数 (夫の申立)

	実数	%
総数	3,749	26.8
不慮虐待	747	5.3
浪費	77	0.6
浪犯	122	0.8
疾病	130	0.9
性格相違	24	0.2
不和	399	2.9
経済破綻	1,624	11.6
その他	271	1.9
不詳	65	0.5
その他	284	2.0
不詳	6	—

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

注 1) %は申立総数14,011を100とした。

「夫が虐待」「性格相違」で約一割を占めていますが、「夫の申立て」によれば、「性格の相違」がもっとも多く総数の約一割、つぎが「妻が不貞」となっており、夫と妻では離婚原因に相異がみられます。(第60表)

離婚調停の結果(三二年)をみると、調停の成立したものが約半分でこのうちの多くは婚姻を解消していますが、調停によって婚姻を継続することになったものがないわけではなく、一〇〇件のうち五件となっています。(第59表)

これら離婚の調停を行った夫妻の年齢は第61表に示すとおりで、妻は二五～二九才のものが最も多く、三〇～三四才のものがこれにつき、両者で半数をこえています。夫は三〇～三四才、四〇～四九才のものが多く、それぞれ約四分の一になっています。

離婚調停を申出でた夫の従業上の地位をみると、雇用者が約半分で最も多く、つぎが業主で約三分の一を占めています。

第65表A 原因別婚姻予約不履行件数(%) (女の申立て)

総 数	86.6%
欺 騙 者 存 在	13.2
配 偶 者 反 対	1.8
親 族 の 反 対	7.8
遺 棄 不 和	8.0
不 貞 待 遇	14.9
浪 費 費 用	8.8
犯 罪	12.3
経 済 的 破 綻	2.8
疾 病	0.5
関 係 解 消	3.4
そ の 他	2.3
	1.8
	8.9

資料出所 司法統計年報家事編 (32年)
注 %は申立総数4,980を100として算出した。

第65表B 原因別婚姻予約不履行件数(%) (男の申立て)

総 数	13.4%
欺 騙 者 存 在	1.2
配 偶 者 反 対	0.2
親 族 の 反 対	1.4
遺 棄 不 和	1.4
不 貞 待 遇	4.1
浪 費 費 用	1.4
犯 罪	0.3
経 済 的 破 綻	0.2
疾 病	—
関 係 解 消	0.3
そ の 他	1.0
	0.4
	2.0

資料出所 司法統計年報家事編 (32年)
注 %は申立総数4,980を100として算出した。

たとおり家事調停事件の約一割になっています。
これら婚姻予約不履行の調停申立は婦人からのものが圧倒的に多く、約九割を占めており、その理由は、「不和」「欺騙」「虐待」が多く、「遺棄」「親族の反対」がこれについています。(第65表) 調停の結果、約六割は話し合いが成立していますが「内縁解消」「婚姻予約の解消」が多く、「婚姻予約の継続または正式婚姻」は二〇〇件のうち二件にすぎません。(第66表)

婚姻予約不履行の調停を申立てたものの年齢は第67表に示したとおり、女子は二〇—二九才のものが、約六割ですが、男子は二五—三四才のものが多く約五割となっています。

職業をみると、女子は無業者が約六割、雇用者が二割、家族従業者が一割五分となっており、離婚調停を申立てた妻に

第64表 料籍慰定決別離婚件数(%)

総 数	100
支 払 不 要	37.0
1 万 円 以 下	3.8
3 万 円 "	11.2
5 万 円 "	10.3
10 万 円 "	14.6
20 万 円 "	9.7
30 万 円 "	5.1
50 万 円 "	3.7
100 万 円 "	1.3
100 万 円 以 上	0.3
換 算 不 能	3.0

資料出所 司法統計年報家事編 (32年)

第63表 夫妻の職業別離婚件数(%)

総 数	夫 100	妻 100
農 林 漁 業 者	19.9	11.9
採 鉱 採 石 従 事 者	1.3	—
運 輸 交 通 従 事 者	5.8	—
製 造 修 理 従 事 者	11.5	3.0
そ の 他 の 生 産 従 事 者	9.4	2.2
専 門 的 技 術 的 職 業	5.0	2.5
管 理 的 職 業	1.1	0.1
事 務 従 事 者	18.5	3.5
売 買 従 事 者	11.5	4.2
サ ー ビ ス 職 業	5.3	7.3
分 類 不 能 の 職 業	0.3	0.1
無 業 者	9.4	64.8
不 詳	1.0	0.5

資料出所 司法統計年報家事編 (32年)

が、妻は、主婦として家事に従事し全く職業についていないものが多く、六五%で、つぎが雇用者となっています。(第62表)

第63表に示したとおりです。

三二年に家庭裁判所で離婚調停の結果、婚姻を解消することになったもの(五九九四件)について、慰養料の決定額をみると、「支払不要」のものが約四割ですが、支払を必要とするものの中では、五万円—一〇万円のものも多く一五%となっており、一〇万円以下のは総数の約四割を占めています。(第64表)

② 婚姻予約不履行

結婚の約束を実行しなかったいわゆる婚姻予約不履行の問題で家庭裁判所に調停を申立てたものは、三二年は約五千件で、既に述べ

第71表 慰養料決定額別婚姻予約不履行件数(%)

総 数	100
支 払 不 要	21.6
1 万 円 以 下	10.0
3 万 円 "	25.8
5 万 円 "	17.5
10 万 円 "	14.0
20 万 円 "	5.6
30 万 円 "	1.8
50 万 円 "	0.8
100 万 円 "	0.5
100万円をこえるもの	0.2
換 算 不 能	2.2

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

婚姻予約不履行の調停の結果決定した慰養料の額をみると、「支払不要」のものは約二割ですが、一万円～三万円のものも多く約四分の一で、五万円以下のものが総数の約半分を占めており、離婚調停の慰養料決定額にくらべるといくぶん下廻っています。(第71表)

くらべると無業者は少なくなっていますが、雇用者、家族従業者はいくぶん多くなっています。同じく男子についてみると、雇用者が四割七分、業主、約三割、家族従業者一割四分で、同じく離婚調停を申立てた夫にくらべると、雇用者、業主はすこし少なくなっていますが、家族従業者はかなり多くなっています。

婚姻予約不履行の調停を申立てたものの半分は結婚式を挙げており、その九割近くが同様しています。同様したものに於いて、その期間をみると、一年以内のものが約半分ですが、三年をこえるものも少なく約二割となっています。(第69表) 子供はないものの方が多く約八割となっています。子供のいるものについてその数をみると、胎児が二〇〇件に対して三件、一人のものが九件、二人以上のものが四件となっています。(第70表)

第68表 従業上の地位別婚姻予約不履行件数(%)

	男	女
総 数	100	100
業 主	30.6	5.7
一般の雇用者	38.6	17.2
官公の雇用者	8.2	2.6
家族従業者	14.1	15.1
無 業 者	7.4	58.6
不 詳	1.1	0.7

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

第69表 同様期間別婚姻予約不履行件数(%)

総 数	100
同 様 し な い も の	13.5
同 様 し た も の	86.5
1 年 以 内	47.0
3 年 以 内	16.0
5 年 以 内	7.2
5 年 を こ え る も の	15.3
不 詳	1.0

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

第70表 子の数別婚姻予約不履行件数(%)

総 数	100
な し	82.7
胎 児	3.4
1 児	9.0
2 児 以 上	4.1
不 詳	0.7

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

第66表 調停結果別婚姻予約不履行件数(%)

総 数	100
成 立	58.8
婚姻予約の継続または正式婚姻	2.3
婚姻予約の解消	17.1
内 縁 解 消	35.6
妾 関 係 解 消	2.3
そ の 他	1.5
不 成 立	10.1
調 停 を し な い	1.6
24 条 の 審 判	0.2
取 下	29.0
そ の 他	0.2

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

第67表 男女の年齢別婚姻予約不履行件数(%)

	男	女
総 数	100	100
20 才 未 満	0.5	2.9
20 ～ 24 才	11.6	32.0
25 ～ 29 才	35.4	28.4
30 ～ 34 才	18.2	13.8
35 ～ 39 才	9.1	8.8
40 ～ 49 才	12.7	9.5
50 ～ 59 才	7.5	3.8
60 才 以 上	4.2	0.7
不 詳	0.7	0.5

資料出所 司法統計年報家事編(32年)

六 婦人と家庭生活

家庭生活における婦人の現状の全ほうを、統計的にとらえることは困難です。家庭生活にふくまれる要素のうち、経済生活のあらわれである家計、戦後とくに著しい変化をみた生活様式、および母と子の健康ひいては家族全員のすこやかな生活につながるの深い家族計画についてとりあげました。

1. 家 計

戦後における国民の経済生活の変動は、一般につぎのような四期に分けられています。すなわち、最も食糧事情が劣悪であった第一期（終戦から昭和二十四年まで）、勤労者の収入が次第に増加して、ようやく赤字解消にいたる第二期（二五年から二七年初めまで）、めざましい消費増大の第三期（二七年中頃から二八年まで）、および消費増大から貯蓄増加へ転換の第四期（二九年以後）に大別されています。このように、国民の経済生活は、戦後の窮乏から立直り、近年次第によくなったというのが一般の状態でしょう。

① 実 収 入

はじめに、最近の一世帯当り平均実収入を見ると、勤労者世帯では第72表Aに示した通り、約三万三千元（三二年度平均）で、このうち世帯主の勤労収入は総収入の八四％で、残りは世帯員が働いて得た収入になっています。最近二・三年間の傾向をみますと、実収入に対する世帯主収入の割合はごくわずかですが増加する傾向がみられ、三〇年平均に比べますと、一・八％増加しました。しかし勤労収入の少い層ほど実収入に対する世帯主収入の割合が少くなる傾向がみられ、日雇労働者世帯では実収入に対する世帯主収入は六六％にすぎません。（第72表B）

第72表—A 勤労者世帯の収入（全都市）

	実収入	%
世 帯 人 員	4.4人	—
実 収 入 合 計	32,664円	100
勤 労 収 入	31,087	95.2
世 帯 主	27,341	83.8
世 帯 員	3,077	9.4
内 職 収 入	669	2.0
その他の実収入	1,577	4.8

資料出所 昭和32年度月平均
総理府統計局「家計調査」

第72表—B 日雇労働者世帯の収入

	実 数	%
世 帯 人 員	3.54人	—
実 収 入	15,774円	100
世 帯 主 収 入	10,422	66.2
世 帯 員 収 入	4,618	29.3
その他の収入	704	4.5

資料出所 東京都労働局「日雇労働者
生活実態調査」
（昭和32年11月）

第72表—C 農家の収入（1月平均）

	実収入	%
世 帯 人 員	5.9人	—
実 収 入 合 計	30,493円	100
農 業 収 入	16,059	52.7
農 外 収 入	12,327	40.4
うち労働等収入	8,585	28.2
被贈扶助等の収入	2,107	6.9

資料出所 農林省「農家経済調査」（32年）

農家世帯では、実収入は約三万円ですが、これに対する農業収入の占める割合は、五三％で、残りは農外収入（農外事業収入・労賃・俸給等）となっています。（第72表C）

② 租税公課等の負担

最近の一世帯当りの支出について、租税公課等の諸負担と家計支出との割合をみると、勤労者世帯では、昭和三二年度月平均で前者が八・七％、残りの九一・三％が自由に消費出来る所得（可処分所得）ですが、実際に家計支出に使われているのは、実収入の約八割になっています。（第73表A）農家では、昭和三二年度月平均で、租税公課等の諸負担の実収入に対する割合は、七・一％で、家計支出に使われる額は実収入の八七％となっており、勤労者世帯に比べると、租税公課等の負担率は一・六％低くなっています。（第73表B）

第73表-A 1月平均租税公課等と家計支出(全都市勤労者世帯)

	実 数	%
(a) 実 収 入	32,664円	100
(b) 合 計	2,854	8.7
勤労所得税	1,243	3.8
その他の税	612	1.9
社会保障費	853	2.6
そ の 他	146	0.4
租税公課等の負担		
可処分所得額 (a - b)	29,810	91.3
家計消費支出	26,092	79.9

資料出所 昭和32年総理府統計局「家計調査」

第73表-B 1月平均租税公課等と家計支出(農家)

	実 数	%
実 収 入	30,493円	100
農 家 所 得	28,386	93.1
被贈扶助等の収入	2,107	6.9
租税公課諸負担	2,156	7.1
可処分所得	28,337	92.8
家族家計費	26,572	87.0

資料出所 昭和32年農家経済調査(農林省)

租税負担は少しずつ減額されてきましたが、戦前に比べるとまだまだかなり負担率が多くなっています。すなわち、前掲国民生活白書によりますと、戦前(九一一年度)の国民所得を一〇〇とする国税・地方税を合せた租税負担率は、一三%程度でしたが、昭和三二年は、二〇%をこえています。(第74表) この点について、前掲国民生活白書は、戦後の税制が直接税中心であり、その上、戦前にくらべて所得階層別分布の中がちまちはまっているために、比較的所得者まで課税の対象になっていることを合わせてみるべきだと述べています。すなわち、現在の物価に換算すると、第75表にみるように、戦前は年間所得三〇万円以下は課税の対象にならなかったのに、三三年度においては、納税者総数の約半分が三〇万円以下の階層でしめられています。また、納税額についてみると、所得税収入の約六割が所得五〇〇万円以上の階層の納税によ

第74表 国民所得に対する租税負担率

	国民所得	租税負担率	
		国税のみ	国税・地方税
9~11年度	100	8.5%	12.9%
28 年	100	16.4	22.2
31 年	100	14.3	20.2
32 年	100	14.4	20.5

資料出所 国民生活白書(33年版)

- 注 1) 国税には入場税、地方道階税、特別とん税、専売交付金を含む。
2) 地方税には地方分与税、交付税および譲与税を含みます。
昭和32年度は決算見通し額。

第75表 納税人員の所得階層別構成の戦前戦後の比較

	昭10年	昭33年
	%	%
30万円以下	0	47.55
30万円~50万円	27.51	35.63
50 " ~100 "	44.66	14.32
100 " ~200 "	18.43	1.96
200 " ~500 "	7.24	0.47
500万円を超えるもの	2.17	0.07
計	100.00	100.00

資料出所 国民生活白書(33年版)

- 注 所得、所得税額ともに昭33年物価に修正したもの。
33年は予算ベース見込み。

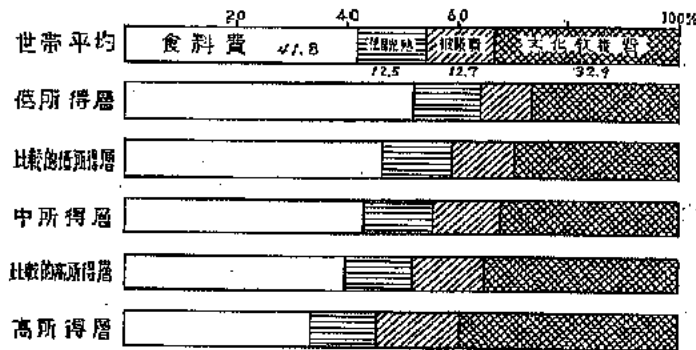
ってまかなわれていたのに、三三年度では、所得一〇〇万円未満の階層で、税収入の約六割を納めていると述べています。

実収入から租税負担等を差しひいたあとの所得(可処分所得)と家計支出との開きについては既に述べた通りですが、この差額の多くは貯蓄にまわされているようです。勤労者世帯ではここ二、三年米貯蓄増加の傾向がめだち、三三年平均貯蓄の部分の割合(貯蓄率)は八・一%で、前年(六・九%)にくらべてかなり上回っています。(第76表)

⑤ 消費支出

家計のうちの消費支出に使用される額は、全都市勤労者世帯で五人家族の場合、二万八千円(昭和三三年平均)で、前年

第22図 所得階層別家計の支出構成



資料出所 国民生活白書(33年版)

備考 「家計調査」32年全都市勤労者世帯の五分位所得階層別支出金額より作成。

にくらべて八・三%増加し、費目別にみると、住居、光熱費(うち家具什器)、雑費(うち娯楽関係)の増加が著しく、食料費はこれらにくらべると、増加の割合が少くなっています。消費支出総額の最も多くは(四一・八%)食料費に使われています。(第77表)終戦直後にくらべるとエンゲル係数はかなり低くなりましたが、戦前(九一・一年)の三五・八%に比較すると、まだかなり高いように見えます。これを所得階層別に五階級にわけてみると、低所得層では五二%が食料費ですが、高所得層では三五%にすぎません。(第22図)

注 消費支出総額に対する食料費の割合。

住居、光熱費の消費支出総額に占める割合は勤労者世帯平均では一二・五%で、所得額の多寡による変化はあまり見られません。被服費は世帯平均一二・七%で、低所得層は一割たらずですが高所得層は一割四分を使用しています。文化娯楽費(雑)も所得の多寡によりかなり開きがみられ、世帯平均では約三分の一ですが、低所得層では約四分の一にすぎず高所得層では約四分で、食料費よりもその割合が多く、支出のなかで最も大きな割合を占め

第76表 収支バランスと黒字の処分状況
(全都市勤労者世帯)

	実収支差 (黒字)	内 訳					黒字率	貯蓄率
		貯 金	保 険	借入金 返済等	その他	繰越金		
昭和30年平均	円 2,383	円 754	円 700	円 482	円 27	円 420	% 8.2	% 5.1
31年 "	3,233	999	877	580	251	526	10.5	6.9
32年 "	3,718	1,383	979	565	263	508	11.4	8.1

資料出所 総理府統計局家計調査—32年労働経済の分析より—

注 1) 実収入以外の収入と実支出以外の支出とのそれぞれの項目について差引きした純増減額を示す。

2) 黒字率は実収入に対する実収支差(黒字)の割合、貯蓄率は実収入に対する「貯金」・「保険」・「その他」の計の割合である。

第77表 消費支出金額の動き
(5人30.4日換算 全都市勤労者世帯)

		合計	食料費	被服	光熱	住居	雑
実数	昭和30年平均	円 24,254	円 10,887	円 2,925	円 1,218	円 1,430	円 7,800
	31年 "	円 25,585	円 11,153	円 3,172	円 1,227	円 1,738	円 8,291
	32年 "	円 27,706	円 11,809	円 3,452	円 1,345	円 1,985	円 9,100
%	昭和30年平均	100	44.5	12.2	5.0	6.1	32.2
	31年 "	100	42.9	12.6	4.9	7.2	32.4
	32年 "	100	42.0	12.6	4.9	7.6	32.9

資料出所 総理府統計局「家計調査」にもとづいてマルティプル方式により労働省統計調査部で算出—労働経済の分析(32年)

第78表 都市・農村の消費支出構成の比較

	勤労者世帯	農 家
世 帯 人 員	4.4人	5.9人
消費支出総額	(26,092円) 100%	(26,572円) 100%
食 料	41.8	48.4
穀 類	14.2	23.6
その他の食料	27.6	24.8
被 服	12.7	11.0
光 熱	4.9	4.8
住 居	7.6	11.2
その他の雑費	32.9	24.6

資料出所 都市は「家計調査」勤労者世帯(32年度)
農家は「農家経済調査」(32年度)

て文化消費費)は勤労者世帯よりかなり少くなっています。(第78表)

2. 生活 様 式

戦後の生活様式には、いろいろの面でかなりの変化がみられますが、それによって一般に生活の合理化、主婦の家事労働の軽減がもたらされているといえましょう。

まず住居の様式が、機能的な簡素なものになってきました。とくに、独立家屋でなくいわゆるアパートと呼ばれる共同住宅が急激に増加しています。これは、公的な団体によって建設されたもの、あるいは民間自力建設によるものを問わず、共通にみられる傾向ですが、ここでは、数字の上で把握できる、政府の住宅対策に基いて建設されているものについ

て、その推移をみることにします。わが国の住宅対策として最初に実現をみた鉄筋アパートは、財団法人同潤会^注によって計画されたものですが、大正一四年から昭和一六年までの間に建設された同潤会住宅八、五四五戸のうち、鉄筋アパートは二、四三八戸にすぎませんでした。その後昭和二十一年まで住宅建設にあたった住宅営団は、アパートをさけて土地付独立住宅を建設する方針をすすめたが、戦後はふたたび共同住宅建設がとりあげられ、また不燃高層化が推進されています。とくに昭和三十一年以後は、住宅金融公庫の賃貸住宅、および住宅公団によって建設される住宅は一〇〇%、公営住宅は約五〇%が共同住宅(建設省住宅計画課調)となっていますので、三〇年から三三年までの間にこれらの団体によって建設された共同住宅に住むものだけでも、約二万世帯を数えることができます。これらの共同住宅の多くは、鉄筋のアパートやテラスハウスで、食事室と台所の機能を能率的、快適にするためダイニング・キッチンの手法をとり入れた簡素で合理的なものになっています。これは都市に多くみられる変化ですが、農村においても、生活改善の一環として、台所をはじめ住居の合理化、簡素化が進められており、このような住居の様式の変化は、家事を担当する主婦の生活に大きな影響をもたらしています。

注 財団法人同潤会は、関東大震災後の住宅復興をはかるため、政府の交付金を基金として大正一三年に設立されました。

また、生活を合理化する施設や、家庭用器具等の普及が主婦の生活に及ぼしている影響も見逃がせません。すなわち、近年、公益事業としての電気・ガス・水道の施設ならびに供給量が増加し、また、洗濯機などの家庭用電化器具が普及したことは生活の合理化ひいては主婦の家事労働の軽減にも役立っているといえましょう。

電気の国民一人当り供給量は、戦前(九一一年)の二・五倍になっており、ガスを利用して世帯は、通産省公益事業局調査(三三年末)によると、二一六都市三〇九万戸で、戦前最高時(一六年)よりも三割増加しています。その結果、国

ています。(第22図)

農林省農家経済調査(三三年度)によると、農家では消費支出総額は約二万七千円で勤労者世帯よりも世帯員数が一・五人多い五・九人の生活をまかっています。食料費は消費支出総額の約半分で、このうちの約半分(総額の四分の一)が穀類に使われており、勤労者世帯にくらべると穀類の支出の割合がかなり多くなっています。住居費は一一%で勤労者世帯よりいくぶん多く、光熱費の割合はほとんど変わりありませんが、被服費はやや少く、雑費(主とし

第79表 国民1人当り光熱費供給量

		単位	昭和11年	28年	32年
ガ	ス	1人当り 立方米	9.3	12.0	18.9
電	気	1人当り kwh	40.4	79.8	100.0
石	油	1人当り リットル	—	1.3	3.58
石	炭	1人当り kg	29.8	14.1	19.8
木	炭	1人当り kg	32.6	22.3	17.9
ま	き		—	0.82	0.75

資料出所 国民生活白書(33年版)附表より作成。

民一人当りガス供給量は戦前(九一二年)の二倍になりました。(第79表)しかし、まだガスの普及していない都市は二八七都市で、全国的にみたガス普及率は一六%にすぎず、アメリカの八割、イギリスの九割、ドイツ、フランスの五割という普及率にくらべるとかなりの開きがみられます。厚生省水道課による、水道は全人口の四一%が利用しており、まだ、水道を利用出来ない人口の方が多いわけですが、戦前の最高時(二六年頃)の約二割という普及率を見ると、戦後の約十年間でかなり普及したといえます。

最近、電気洗濯機の普及はめざましく、経済企画庁調査によると、三三年九月現在、都市世帯の約三割がこれを持っています。所得階層別にみると、年間五〇万円以上の世帯では約三分の二が持っており、三〇万円未満では約一割にすぎません。(第80表)

注 電気洗濯機の国民一人当り供給量を国民生活白書(三三年版)附表よりみると戦前(九一二年)は、一万人に対して「0」でしたが、二八年は一・四台、

三三年は九六・八台となっています。

戦前から少しは普及していたミシンは、同じく経済企画庁調査(三三年九月)によると、都市世帯の三分の二がもっています。一方、氷冷蔵庫もかなり普及し、都市世帯の五分の一が所有していますが、電気冷蔵庫はまだ五・五%程度の普及率です。(第81表)

また最近、都市世帯には電気釜が普及しはじめており、経済企画庁調査によると、勤労者世帯のうち職農層に増加の傾

第80表 所得別にみた電気洗濯機の普及率

	もっている	うち過去1年に買った
	%	%
総数	29.3	6.9
30万円未満	11.6	3.1
30万円~60万円未満	37.7	9.7
60万円以上	63.8	11.4

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」(33年9月)

第81表 台所用品の普及率

	持っている	うち過去1年に買った
	%	%
電気冷蔵庫	5.5	2.1
氷冷蔵庫	21.7	2.6
電気釜	15.6	8.2

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」(33年9月)

第82表 電気、ガスストーブの普及率

	持っている	うち過去1年に買った
	%	%
ガスストーブ	8.8	1.1
電気ストーブ	5.9	1.0

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」(33年9月)

向がみられます。扇風機、ガスストーブ、電気ストーブ、電気コタツなどの冷・暖房器具も少しずつ普及しています。扇風機は都市では三・六世帯に一台の割合ですが、ガス・電気ストーブは、まだ一割たらずの普及状況です。電気コタツは、三一年三二年に五〇〇万台出荷しています。

このように生活を合理化するための各種家庭用電化器具の普及や、効率のよい燃料の普及、更に、次の項で述べる家族計画の普及などによる家族数の減少などのためにとくに都市の家庭婦人の生活には、戦前と比較してかなりの変化がみられます。家庭娯楽として考えられるテレビ、ラジオ、カメラの普及状況を前掲経済企画庁調査(三三年九月)からみると、第83表のとおりで、テレビはまだ約一割六分の世帯がもっているにすぎませんが、ラジオは約九割の世帯に普及し

第84表 小家族主義的欲求はどのように前進してきたか？
(二子の親の追加希望子供数別百分比分布の推移)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
第1回 昭和25年	29.8	32.8	19.2	3.5	3.4	—	11.3	100.0
第2回 昭和27年	39.3	35.2	14.7	4.4	1.0	—	5.4	100.0
第3回 昭和30年	42.7	32.3	15.8	2.5	0.7	0.7	5.3	100.0
第4回 昭和32年	56.4	30.0	6.9	0.8	0.1	0.7	5.1	100.0

毎日新聞社人口問題調査会調
注 本表は夫妻票の合計による

第85表 避妊経験の普及状況(階層別)

(1) 現在実行者 (2) 既往実行者 (3) 未経験者
(4) 無回答 (5) 計

夫の職業別	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
農漁業者	31.0	14.8	45.2	9.0	100.0
労働者	34.7	18.4	41.5	5.4	100.0
商工業者	37.1	19.7	39.7	3.5	100.0
給料生活者	48.8	17.8	31.0	2.4	100.0
自由業者*	48.9	17.8	33.3	—	100.0

毎日新聞社人口問題調査会調
注 * 印は少数観察のため誤差の多いことを示す。

第83表 都市世帯におけるテレビ、ラジオ、カメラの普及状況

	テレビ	ラジオ	カメラ
総数	15.9%	91.7%	43.1%
30万円未満	5.2	88.0	23.7
30万円～60万円未満	18.9	95.2	53.8
60万円以上	42.2	94.8	76.2

資料出所 経済企画庁「消費者動向予測調査」
(33年9月)より。

生活白書(三三年版)は述べています。

3. 家族計画と家族数

戦後、経済的理由から、あるいは文化的欲求に起因して、各階層の家庭において出生を抑制しようとする傾向が強くあらわれてきました。そのために、受胎調節による家族計画に対する関心が各方面で高まっていますが、一方、戦後の目立った傾向として、人工妊娠中絶の増加が憂慮されています。

小家族への欲求の傾向を、毎日新聞社人口問題調査会が、全国の三、八〇〇組の夫婦(妻の年齢が四九才以下のもの)に

ています。

なお、農家における電気井戸ポンプや電気洗濯機などの普及状況は、「婦人と農業」の「農家生活の変化の項」で述べた通りです。

以上に述べた電気洗濯機やテレビなど高価品の普及は、月賦によるものが多いようです。同じく経済企画庁調査(三三年九月)によって月賦の利用状況をみると、過去一年間に月賦で買物をした世帯(都市)は約四割で、職業別にみると勤労者世帯が多く、職員世帯で五一%、労働者世帯は四四%となっています。月賦が多く利用されているのはミシンで、過去一年に購入されたものうち半数以上が月賦で、テレビ、電気洗濯機、ラジオも三分の一以上が月賦となっています。しかし月賦の家計費に占める割合は、同調査によれば、一割未満のものが多く(六八%)、家計にそれほど多くの負担を与えてはいないと国民

対して行った、産児調節に関する世論調査の結果からみると、昭和二五年には、理想子供数を三人と考える夫婦が最も多かったのが、二七年には二人と考えるものが最も多くなり、その後の五年間、とくに最近の二年間にその率が非常に高くなってきています。(第84表)

また、同調査によって受胎調節の実行率をみると、三二年では、約四〇%で、二五年の調査時の二倍に増加しています。受胎調節の実行率を階層別にみると、給料生活者と自由業者が高くっており、実行率の最も低い農・漁業者と給料生活者との間の普及率の比は、およそ三対五ほどの数値を示しています。(第85表)

受胎調節については、保健所や、助産婦等による受胎調節実施指導員を通じて、啓発活動、集団指導や個別指導が行われています。とくに、被保護階層や低所得階層の人人に対しては、器具、薬品の無料または廉価による配布が行われています。

一方、人工妊娠中絶も戦後急激に増加し、厚生白書によれば、届出件数は、昭和二八年以降一〇〇万を越え、三二年は一・二万と報告されています。前年にくらべれば四万少くなっていますが、人工妊娠中絶の総計は、無届分を加えると、三二年における出生数一五六万に匹敵するのではないかとみられ、母体に与える影響について憂慮されています。

こうした受胎調節乃至人工妊娠中絶の結果、「婦人と人口」の項でも述べたように、出生率は著しく低下し、家族数は減少してきました。厚生省人口問題研究所の三二年第三次出産力調査結果報告によると、一夫婦当り平均出生児数は二・八人で、戦前の四・六人にくらべると二人ちかく少くなっています。職業別にみると農林漁業者は出生児数が多く、一夫婦当りの子供数は三・五人以上ですが、事務労働者、自営業主、筋肉労働者は子供数が少く、二・九人以下になっています。(第86表)戦前と比較すると事務労働者は四・一人から二・一人へ、自営業主は四・四人から二・八人へ、筋肉労働者は

第86表 職業集団別にみた結婚持続期間別累積出生数(32年)

	4年	5～9年	10～14年	15～19年	20～29年	最終規模
	人	人	人	人	人	人
事務労働者	1.4	1.7	2.0	2.1	2.1	2.1
自営業主	1.6	2.0	2.6	2.8	2.8	2.8
筋肉労働者	1.6	2.0	2.6	2.8	2.9	2.9
日雇(非農林)	1.8	2.2	2.7	3.0	3.2	3.2
農業者	1.8	2.3	3.1	3.3	3.5	3.5
林業者	1.8*	2.3	3.3	4.0	4.4	4.7
漁業者	2.1	2.8	4.0	4.7	5.0	5.2
総計	1.6	2.4	2.8	2.9	2.9	2.9

資料出所 厚生省人口問題研究所昭和32年第三次出産力調査結果報告

- 注 1) 本表の数字は妻の結婚年令30才未満の夫婦のうちから、さらに結婚当時と調査時現在とで職業の移動のあったもの10.8%を除いた21,307組の夫婦についての集計で調査時現在をさかのぼる1カ年間の結婚持続期間別1夫婦当り出生児数の累加合計によるものである。
- 2) 自営業主には開業医などの自営の知的専門職を含まない。また農林、漁業者には農林、漁業での賃金労働者を含まない。また総計は自営の知的専門職、農林日雇等を含む総計である。
- 3) *印を附した林業者の数字は少数観察となるため仮りに農業者の数字をあてたものである。なお、林業者、漁業者および日雇は他の集団にくらべて比較的少数であるが、参考のために掲示したものである。

四・五人から二・九人へ、農業者は五・三人から三・五人へ、漁業者は五・四人から五・二人へとそれぞれ低下しています。はじめに述べたように、小家族への欲求をもつものが年々増加している現状からみて、この家族数の低下の傾向は今後も続くものとみられますが、前記のような戦後の人工妊娠中絶件数の増加を考えると、適切な家族計画の指導・普及が一層のぞまれます。

注 第三次出産力調査は、昭和三二年一月一日に、妻の年令五〇才未満の全国夫婦を対象として、そのほぼ一、〇〇〇分の二の標本を無作為抽出して行われた。集計されたのは総計二四九九〇組の夫婦である。

七 婦人と市民活動

1. 婦人の投票状況

昭和二十一年四月十日に日本婦人が始めて参政権を行使してから、現在までに七回の衆議院議員選挙と、四回の参議院議員選挙を経験しましたが、これらの選挙における婦人の投票状況は第87表及び第23図のとおりです。これによると戦後始めて行われた昭和二十一年の衆議院議員選挙では婦人有権者数は二、〇五六万人でしたが、最近の昭和三十三年五月に行われた衆議院議員選挙では二、七一二万人となっており、一〇年の間に六五七万人の増加を示しています。婦人有権者は、男子に比べると、いずれの年も約一割多くなっていますが、その投票率は一般に男子より低い（八%から一四%の差）ので、投票数では戦後第一回の選挙をのぞき、常に男子より下回っていたのですが、昭和三十三年五月の衆議院議員選挙においては、婦人の投票数は前回を一六八万も上回り、戦後第一回の選挙以来始めて男子より約三四万多くなりました。そして、この時の投票率は、今迄のうち最高の昭和二十七年一〇月の第二五回総選挙における投票率の七六・四%を〇・五六%上回る戦後最高のもの（七七・〇%）となりました。

一方、地方選挙については投票率に男女の差はあまり見られません（第88表）一般的に、投票率は行政区分の末端に行くほど高いようで、町村長や町村議会議員の選挙における投票率は男女とも他の場合より断然高くなっています。婦人の投票率は、どの選挙においても男子より低くなっていますが、昭和三十〇年の地方選挙においては例外がみられ、東京二三区会議員の場合、婦人のそれは男子より二・二%も高く、また、わずかですが、市会議員の場合も婦人の投票率は男子より高くなっています。

第87表 総選挙における男女有権者数、投票者数及び投票率

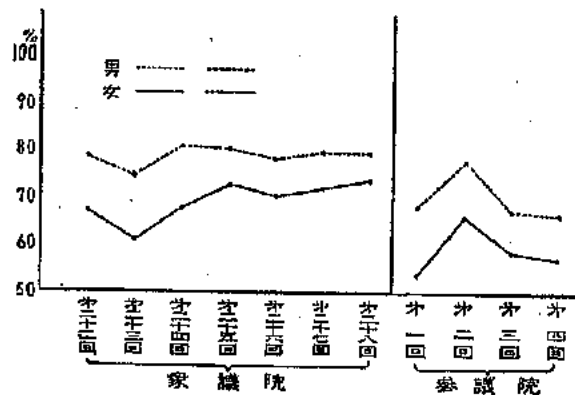
(単位 万人)

選挙別	有権者数		投票者数		投票率		男女投票率差
	男	女	男	女	男	女	
	万人	万人	万人	万人	%	%	%
衆議院							
第22回総選挙(昭21. 4. 10)	1,632	2,056	1,281	1,377	78.5	67.0	11.5
第23回総選挙(昭22. 4. 25)	1,958	2,133	1,466	1,314	74.9	61.6	13.3
第24回総選挙(昭24. 1. 23)	2,006	2,204	1,620	1,498	80.7	67.9	12.8
第25回総選挙(昭27. 10. 1)	2,231	2,446	1,795	1,779	80.5	72.8	7.7
第26回総選挙(昭28. 4. 19)	2,248	2,461	1,761	1,733	78.4	70.4	8.0
第27回総選挙(昭30. 2. 27)	2,356	2,568	1,883	1,851	79.9	72.1	7.8
第28回総選挙(昭33. 5. 22)	2,488	2,713	1,985	2,019	79.8	74.4	5.6
参議院							
第1回総選挙(昭22. 4. 20)	1,961	2,135	1,342	1,153	68.4	54.0	14.4
第2回総選挙(昭25. 6. 4)	2,076	2,270	1,623	1,154	78.2	66.7	11.5
第3回総選挙(昭28. 4. 24)	2,245	2,458	1,523	1,448	67.8	58.9	8.9
第4回総選挙(昭31. 7. 8)	2,399	2,619	1,604	1,512	66.9	57.7	9.2

自治庁選挙部編

参議院議員総選挙の結果は全国区についてのものである

第23図 戦後の投票率



第89表 投票の自主性

33年2月1日～25日

項目	衆議院議員選挙		地方選挙	
	男	女	男	女
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自分だけできめる	55.4	30.2	55.2	34.5
人の意見も参考にする	39.2	51.5	39.3	49.6
ほとんど人の意見	1.8	11.7	2.1	10.0
一概にいけない	2.5	3.1	2.4	3.1
不明	1.1	3.5	0.9	2.8

公明選挙連盟調

このような、国会議員選挙、地方選挙における投票率を通じて、婦人の政治に対する関心の一面を知ることができますが、その質的な面、即ち投票が自主的に決定されたかどうかという点について公明選挙連盟が三三年二月一日と二五日のあいだに行った「公明選挙の実態―世論調査結果概要」によってみると、投票を「自分だけできめる」のは、男子が、衆議院議員総選挙の場合五五・四%、地方選挙の場合五五・二%であるのに対し、婦人は総選挙三〇・二%、地方選挙三四・五%となっています。逆に「ほとんど人の意見がきめたものが男子は総選挙の場合一・八%、地方選挙二・一%であったのに対し、婦人は総選挙一一・七%、地方選挙一〇・〇%となっています。(第89表)これらの面からみると、婦人の投票率がのびただけに満足すべきものではなく、投票に際しての自主性の確立がのぞまれるわけです。

2. 公職についている婦人

婦人が公職による役職につくようになったのは終戦後のことで、昭和二十一年四月に始めて婦人代議士が選出されてから、婦人は国会や地方自治体の議員、町村長等として活躍しています。そのほか任命、委

第88表 戦後の地方選挙における投票率

選挙別	男	女	男女投票率の差
	%	%	%
第1回地方選挙(22年4月)			
知事及五大市長	77.69	66.49	11.20
都道府県会議員	83.35	80.06	3.29
市町村長	78.83	68.62	10.21
市区町村会議員	82.96	79.51	3.45
第2回地方選挙(26年4月)			
知事	84.49	80.85	3.64
都道府県会議員	84.89	81.26	3.63
市区長	84.80	83.91	0.89
市区会議員	84.43	84.19	0.24
町村長	96.03	95.66	0.37
町村会議員	95.94	95.90	0.04
第3回地方選挙(30年4月)			
知事	76.91	72.89	4.02
都道府県会議員	79.05	75.55	3.51
五大市長(横浜大阪のみ)	63.04	60.49	2.55
五大市会議員	63.26	61.29	1.97
市長	83.86	83.64	0.22
市会議員	85.06	85.10	△0.04
東京二十三区会議員	60.42	62.63	△2.21
町村長	92.14	91.78	0.36
町村会議員	92.32	92.25	0.07

自治庁選挙部調

△印、婦人の方が高いもの

第80表 党派別婦人議員数

	婦人議員数	保守	革新	諸派	無所属	婦人議員の 総数に対する比率 %
衆議院	人	人	人	人	人	%
第22回	39	11	8	9	11	8.4
第23回	15	6	9	0	0	3.2
第24回	12	2	10	0	0	2.6
第25回	9	3	6	0	0	1.9
第26回	9	1	8	0	0	2.1
第27回	8	2	6	0	0	1.7
第28回	11	3	8	0	0	2.4
参議院		保守	革新	緑風会	無所属	
第1回	11	2	3	5	1	4.0
第2回	12	3	6	4	0	4.8
第3回	15	5	5	3	2	6.0
第4回	15	5	5	3	2	6.0

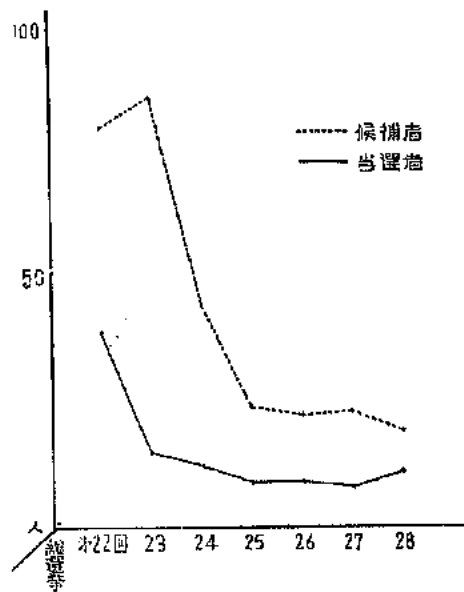
衆・参議院事務局調

第81表 公職にある婦人(公選によるもの)

		実数		総数に対する婦人の割合	
		昭和30年	昭和32年	昭和30年	昭和32年
国会	衆議院議員	8人	11人	1.7%	2.4%
	参議院議員	15	15	6.0	6.0
地方公共団体	都道府県会議員	29	54	1.1	2.1
	市区会議員	122	130	1.3	0.6
	町村会議員	208	282	0.5	0.4
	町村长	3	2	0	0
農業委員会委員		43	38	0	0

衆・参議院事務局・農林省農政課調

第24図 戦後の衆議院議員選挙における婦人の立候補者及び当選者の推移



自治庁選挙部調

参議院の方は、昭和二二年の最初の選挙において、一名の婦人議員が選出されましたが、その後の三年毎の改選に次第にふえ、昭和三十一年七月の選挙の結果、現在婦人議員は一五となっております。

衆参両院あわせて国会の婦人議員は現在二六名で、議員総数の三・七%にあたりますが、この割合は各国と比べて低いものではありません。党派別にみると、衆議院では第22回総選挙を除いて、毎回革新系が保守系の二倍から三倍を示し、参議院では保守、革新、中立がそれぞれ三分の一づつで平衡を保っています。(第90表)

囀などによる各種の公職にも進出していますが、その数は役職によって差があり、家庭裁判所の調停委員、参事員、民生委員兼児童委員など婦人に関係の深い役職についている婦人が多くなっています。

まず、国会議員についてみると、衆議院には戦後第一回の選挙によって、一やく三九名にのぼる多数の婦人議員が選ばれました。しかし、第24回にみるとおり次回ではその半分以上の一五名に減っています。その後昭和三十〇年の第27回選挙まで徐々に減り、八名になりましたが、昭和三十三年の第28回選挙では、わずかにその数を増して一名となり、議員総数の約二・四%を占めています。

第93表 婦人団体の数と会員数

年 月	団体数	会 員 数	調査機関
昭和24年1月	8,495	6,040,557	文部省社会教育局
昭和27年3月	22,215	8,139,234	"
昭和30年3月	24,979	7,636,593	労働省婦人少年局
昭和33年3月	24,803	7,773,764	"

注 この表の数字は農協婦人部及び労組主婦会を含まない。

第94表A 婦人の組織状況
(基本的生活が共通なものの団体)

(昭和33年4月)

団 体 名	単位団体数	会 員 数
地域婦人団体	18,229	6,401,654
農協婦人組織	8,953	3,437,897
生協婦人部	36	89,958
未亡人団体会	5,468	1,037,442
労組主婦会	1,480	303,935

第94表B 婦人の組織状況
(共通の目的のもとに集っているものの団体)

団 体 名	支部数	会 員 数
日本基督教婦人矯風会	126	7,000
日本基督教女子青年会	(f)	約12,000
日本婦人平和協会	14	700
全国友の会	156	約13,700
日本婦人有権者同盟	41	5,000
婦人民主クラブ	70	3,500
大学婦人協会	29	1,500
主婦連合会	(g) 187	不 明
日本婦人法律家協会	1	80
婦人権擁護同盟	1	130
日本婦人団体連合会	(h) 41	不 明

婦人問題研究所調 昭和33年3月現在

(f) 市YWCA 16、グループYWCA 6、大学YWCA 33、
高中YWCA 39

(g) 参加団体数

3. 婦人の組織活動

戦後社会の民主化、婦人の市民意識の向上に伴って、婦人の組織活動が各方面で活発に行なわれるようになり、各種の組織活動に参加する婦人の数も年々増加しています。第93表でみると昭和三三年三月末現在婦人団体はその団体数において昭和二四年の約三倍となり飛躍的増加といえますが、この数字に農業協同組合婦人組織及び労働組合主婦会を加えると

第92表 公職にある婦人(任命、委嘱によるもの)

	実 数		総数に対する婦人の割合	
	昭和30年	昭和32年	昭和30年	昭和32年
都道府県教育委員会委員	41人	33人	13.4%	14.5%
家庭裁判所調停委員	3,773	4,038	21.5	22.9
参与員	896	984	15.2	16.4
民生委員兼児童委員	24,478	25,850	19.9	21.5
人権擁護委員	197	303	3.7	4.8
優生保護審査会委員	41	43	9.3	9.7

婦人少年局が主管官庁に照会して作成したもの

地方選挙による地方公共団体の公職についている婦人の数は第91表のとおりですが、昭和三二年の数は昭和三〇年に比べ、都道府県会議員は約二倍近くに増加し、市区会、町村会議員ではかなり減っています。しかし町村会議員の著しい減少は町村合併にともなうもので率において変化はありません(〇・四%)。そして、わずかながら婦人の町村長も出ています。

次に、任命、委嘱等による公職のうち、主なものについてみると、昭和三二年の都道府県婦人教育委員数は、法律改正前(都道府県及び市町村の教育委員は公選による公職中、婦人の進出の目立っている分野でしたが、昭和三一年六月三〇日、法律第六十二号の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によつて、従来の公選による選出から地方公共団体の長の任命によるものとなりました。)の昭和三〇年七月の数に比べ、数においては四一名から三三名に減っています。これは全体の定数が減少したためで、総数に占める割合は一・一%の増加となっています。(第92表)

このほか、婦人が多く任命或いは委嘱されているものに家庭裁判所の調停委員、参与員、民生委員兼児童委員、人権擁護委員等があります。その数は第92表のとおり昭和三〇年と比べてかなりの増加を示し、各々総数の約二割(但人権擁護委員は五%)を占めています。

婦人団体の単位組織総延数は約三五、〇〇〇、会員総延数は一、一五〇万人となっており、婦人有権者の約四五%に当ることになります。この他PTA、女子青年団、小集団のグループ等を含めると、重複加入を考慮に入れても婦人の組織加入率は非常に高く（婦人少年局で行った全国調査の結果では六三%を示している）、婦人団体の社会的影響力の大きさが思われます。

これらの婦人団体は大別して、(1)住居の所在地、世帯主または本人の職業など、何らかの基本的な生活条件を共通にする者によって作られている団体（地域婦人団体、農業協同組合婦人組織、労働組合関係主婦会、未亡人団体等（第94表A）と、(2)基本的な生活条件には関係なく、共通の目的のもとに集まっている、いわゆる有志団体（日本婦人有権者同盟、全国友の会、日本基督教女子青年会、日本基督教婦人矯風会、日本大学婦人協会等（第94表B））に分けられますが、このほかにも政党婦人部、職業団体（日本看護協会、日本美容師連合会等）などがあり、さらに婦人団体ではありませんが、婦人が多く参加している団体として、PTA、日本赤十字奉仕団などがあります。

これらの婦人団体の最近における活動状況を見ると、政治、社会、文化、生活のいろいろな問題を取りあげて、巾の広い、運動を展開しており、また諸外国の婦人との交流も活発になり、国際的な問題に対する関心も高まってきました。その主なものをひろって見ますと、生活に密着した問題として米価、運賃、電気料金、風呂代と相次ぐ物価値上げの気運に對し、大会の開催、要望書の提出などの反対運動がありますが、社会問題としては、「家族制度復活反対」、「原水爆禁止」に対する活動も各地で盛んに行われました。国際的には「国連NGO国内婦人委員会」が結成され、YWCAの「アジア婦人会議」、「汎太平洋東南アジア婦人会議」等が開催されました。文化的には、青少年に悪影響のある映画への反対申し入れ、全国地域婦人団体連絡協議会による教育映画の作製など広範囲な活動が続けられました。

また、売春問題解決のため日本基督教婦人矯風会をはじめ三三三団体によって結成された売春対策国民協議会（当初は売春防止法制定促進委員会として運動）は売春防止法の制定、婦人保護施設の設置促進、売春汚職の追放などに大きな成果を収め、現在もおもぐり売春撲滅、法の完全実施等のために活発な運動を続けています。

このように、婦人団体は今や次第に大きな社会的勢力となりつつあり、その組織を通じての力強い要望や統一行動が政治の面に効果をあげたり、世論喚起に役立った例はこのほかにもいくつかあります。（社会施設費増額、黄変米配給阻止、電気料金値上げ反対等）

けれども婦人団体のあり方に問題がないわけではなく、婦人団体の規模の拡大や、会員の意識の向上と相まって、これらの既成婦人団体に不満であったり、また、活動の点で種々の不便を感じたりしている婦人達は、小人数で集って各自主体的なグループ活動を展開しています。この小集団によるグループ活動は近年著しい増加をみ、全国的にひろがっていく傾向が見られます。

八 婦人と保健

1. 体位・疾病の傾向

戦争終了前後に著しく低下をみせた国民の体位は、生活環境の平常化と食糧消費水準の向上に伴い、昭和二八、九年頃には、大体戦前の水準に復しましたが、ここ一、二年体位の向上はやや停滞的な傾向がうかがわれ、回復期に示したほどの伸びはみられません。体位の向上は青少年層に著しく、厚生省の資料に基いた第95表および第96表によってみると、高年齢層の場合は男女ともに、まだ戦前の基準に達していません。戦前と戦後の年齢区分が多少違っていますので、厳密な比較のできない部分がありますが、昭和三年の平均でみる女子の身長は、二二年との比較でみると、七〇才以上を例外として各年齢とも伸びています。しかし戦前の基準と比較すると、四九才までは各年齢とも上廻っているのに対して、五〇才以上では、〇・九センチから三・六センチほど、戦前より下廻った数字を示しています。男子との比較でみると、女子の身長の発育は、男子より一、二年早く伸長期をむかえるため、一〇～一三才では男子の身長を越えています。男女とも各年齢を通じて最も身長の高い一九才（男子では一八才と二三才が一九才と同じ身長）では、一〇・八センチの開きがあります。しかし戦前と比較すると、一二才を例外として、四九才までの各年齢とも、男子より女子の方が高い伸長率を示しています。たとえば、二三才に例をとってみると、男子では〇・八センチ高くなっているのに対して、女子では一・四センチの開きとなっています。

体重も、若い年齢層では戦前の基準を上廻っていますが、三〇才以上では、昭和三年の平均値でも、まだ戦前の基準に達していません。男子との比較でみると、身長と同じく一〇～一三才では一時的に男子の体重を上廻っていますが、そ

の後には男子より下廻り、五〇～五九才では七・二キログラムの差があります。しかし青少年層の向上は男子よりめざましく、一四～二〇才では、男子が戦前の基準より平均一キログラムの増加であるのに、女子は平均二キログラム近く増加しています。

疾病の傾向を病院や診療所を訪れる患者数でみると、消化器系統疾患が最も多く、結核その他の伝染病および寄生虫がこれにつぐといわれますが、死亡に至る疾病は別の傾向を示しています。

かつては結核がわが国の死亡率の最高位を占め、国民病として考えられてきましたが、昭和三二年度には第六位に落ち、これにかわって、いわゆる成人病と呼ばれる高血圧症（主として脳卒中）、悪性新生物（がんなど）、および心臓病による死亡が高位を占めるようになってきました。結核やその他の一般伝染病が減少して、成人病が増えていく傾向は、欧米の諸国ではかなり前から現われていて、積極的に政府がこのための衛生教育を実施し著しい効果をあげていますが、わが国でも、結核にかわる国民病として大きな関心が払われてきています。

厚生省の調査によれば、昭和二五年までは結核について第二位であった高血圧症の死亡率は、その後次第に上昇して三二年には人口一〇万に対して一五・五（二五年は二五・二）となり、他を大きく引離していますが、女子は七四才までのすべての年齢階級において、男子より大巾に下廻っており、実数において約七、五〇〇人少くなっています。（人口動態統計、三二年版）つぎに悪性新生物は、昭和二六年までは第四位の死亡率でしたが、二七年には第三位になり、二八年以来高血圧症について第二位を占め、その死亡率はやはり年ごとに上昇して、三二年には人口一〇万に対して九一・二（二八年は八二・二）になりました。全体としては女子の方が低率ですが、年齢によってかなりの差があり、また発生の部位には男女の間に大きな相違がみられます。男女ともに圧倒的に多いのは胃の悪性新生物（胃がん）で（男五四％、女三九％）、

第95表 身長 の 平

年 令	男						
	基 準	22 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年
10	128.2	125.5	128.5	129.9	129.4	129.0	129.0
11	132.8	129.7	133.0	132.9	133.4	134.4	134.1
12	137.7	133.6	137.4	137.7	138.1	139.5	140.1
13	143.9	138.6	143.1	142.6	145.3	144.6	145.5
15	157.0	150.3	155.8	155.3	155.3	157.8	157.2
17	161.0	158.9	160.1	160.4	160.5	161.7	161.1
19	161.8	160.9	162.5	161.5	163.3	162.0	162.6
21		161.0	161.8	161.1	162.2	162.9	161.7
23		161.4	162.2	161.1	162.1	162.9	162.6
25	161.8	161.1	161.8	161.9	162.6	162.3	161.1
26~29		160.3	162.3	162.1	162.4	161.7	162.0
30~39	160.8	160.1	160.6	160.4	160.7	161.4	161.4
40~49	160.0	158.7	159.8	159.2	159.6	159.9	159.9
50~59	159.0	157.9	158.2	157.8	158.1	158.7	158.7
60~69		155.6	156.3	156.5	156.6	156.6	156.6
70才以上	156.5	154.2	153.5	154.2	154.5	154.2	153.9

厚生省昭和32年度国民栄養調査

- 注 1. 26才以上の年齢階層については、昭和22年 30才までは26~30、31~
2. 基準は、戦前の最高時（昭和12年~14年）の平均値である。

第98表 体 重 の 平

年 令	男						
	基 準	22 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年
10	26.50	24.99	27.08	26.87	26.91	26.94	26.90
11	29.00	27.39	29.40	29.29	29.51	29.76	30.16
12	32.20	30.24	32.43	32.00	32.34	33.06	33.60
13	36.50	34.00	36.18	35.65	37.55	36.80	38.22
15	47.50	43.12	46.81	46.00	46.36	48.64	48.12
17	52.70	51.81	52.80	52.47	52.36	53.60	52.94
19	54.30	54.88	54.97	54.35	55.44	54.94	55.98
21		55.75	55.35	55.12	55.85	55.72	55.36
23		55.93	55.40	55.07	55.83	56.86	56.50
25	55.50	55.44	55.73	55.33	55.85	54.90	55.88
26~29		55.50	55.81	55.10	55.72	55.00	55.68
30~39	56.40	55.00	55.29	54.72	55.26	55.50	55.78
40~49	56.70	54.23	55.35	54.56	54.66	55.32	55.34
50~59	55.70	52.69	53.97	53.21	53.44	54.08	54.48
60~69		50.69	51.65	51.05	51.30	51.52	51.98
70才以上	52.50	48.48	49.42	48.47	49.64	48.78	49.58

厚生省昭和32年度国民栄養調査

- 注 1. 26才以上の年齢階層については、昭和22年から30年までは26~30、31~
2. 基準は、戦前の最高時（昭和12年~14年）の平均値である。

均 値(全 国)

単位=cm

年 令	女						
	基 準	22 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年
10	128.1	125.5	128.5	128.6	128.4	129.6	129.6
11	132.8	129.9	134.0	134.0	133.6	135.9	134.7
12	139.7	134.8	139.0	139.5	140.6	140.7	141.3
13	143.8	139.6	143.5	144.4	144.8	144.9	145.8
15	150.0	147.9	149.7	149.6	150.0	150.9	150.6
17	150.5	150.2	151.7	150.9	151.4	151.2	151.8
19	151.0	150.6	150.8	150.8	151.4	151.8	151.8
21		150.2	151.4	150.7	151.6	151.8	151.2
23		149.4	151.3	150.3	150.9	151.2	151.5
25	150.1	150.0	150.6	150.6	150.5	150.9	150.9
26~29		149.4	150.2	150.4	150.6	150.9	150.9
30~39	149.0	148.7	149.2	149.3	149.3	149.7	149.7
40~49	148.2	147.0	147.9	147.8	148.1	148.5	148.5
50~59	147.0	145.5	145.9	145.6	145.7	146.7	146.1
60~69		143.3	143.5	143.5	143.4	143.7	143.7
70才以上	144.0	140.5	140.6	139.4	140.4	140.7	140.4

40才のように区分し、31年から本表のとおり(26~29、30~39才のように)改めた。

均 値(全 国)

単位=kg

年 令	女						
	基 準	22 年	28 年	29 年	30 年	31 年	32 年
10	26.10	25.00	26.57	26.50	26.71	27.18	27.02
11	29.40	27.49	30.02	29.83	29.77	30.70	30.20
12	33.70	30.90	33.71	33.64	34.58	35.12	35.24
13	38.80	35.06	37.95	38.23	39.01	38.94	40.14
15	44.50	43.90	45.97	45.47	45.38	46.68	45.70
17	47.50	49.03	50.10	48.72	49.17	49.50	49.44
19	48.20	50.49	50.02	49.99	50.38	49.84	50.22
21		50.74	50.22	49.58	50.10	49.80	49.84
23		50.04	49.27	48.19	48.53	49.60	49.38
25	48.50	49.93	48.51	48.76	48.34	48.96	48.96
26~29		49.20	48.62	48.33	48.25	48.82	49.24
30~39	49.00	49.11	48.70	48.24	48.39	48.70	48.90
40~49	50.00	47.65	48.91	48.00	48.49	49.02	48.86
50~59	48.70	45.23	47.47	46.50	46.62	47.64	47.28
60~69		43.22	44.59	44.43	44.32	44.38	45.16
70才以上	45.50	40.89	41.45	40.93	40.93	41.60	42.06

40才のように区分し、31年から本表のとおり(26~29、30~39才のように)改めた。

白米その他の大食が主な原因であるという見方があります。男子にとくに多いのは、喉頭、食道、肺の悪性新生物による死亡で、女子の方に通かに多いのは、乳房、甲状腺に発生する悪性新生物による死亡です。しかし、他のすべての悪性新生物による死亡が増加の傾向を示しているのに反して、子宮がんによる死亡は、口腔、咽頭の悪性新生物とともに、減少の傾向をたどっています。これは早期に発見しやすい場所であるためと考えられています。悪性新生物による男子の死亡率八・五に対して女子のそれは七・八・一（昭和三年）とかなり低くなっていますが、前に述べたとおり年令によって差があり、第97表にみるように、二五才～四九才、および七五才以上では、女子の方が多くなっています。また、昭和三〇年から第四位（第三位は老衰）を占めている心臓病の死亡率は、昭和三年には人口一〇万に対して七二・六を示していますが、これも慢性リウマチ性心臓疾患を除いて女子は男子より低く、総計において約一、五〇〇人少くなっています。（人口動態統計三年版）年令別に男女の比較をみますと、低い年令層では女子の方が死亡率が高く、五〇才から七〇

第97表 悪性新生物による年令別死亡実数（日本全国）昭和31年

	死亡実数	
	男	女
総数	43,628	38,261
1才未満	44	41
1才	62	46
2才	100	44
3才	82	52
4才	59	44
5才未満	347	227
5～9才	247	162
10～	197	144
15～	244	169
20～	276	257
25～	381	467
30～	527	962
35～	857	1,444
40～	1,511	2,446
45～	2,734	3,252
50～	4,385	3,846
55～	6,079	4,518
60～	7,351	4,965
65～	7,546	5,387
70～	5,986	4,788
75～	3,535	3,385
80～	1,195	1,439
85～	215	339
90～	14	53
不詳	0	1

国立公衆衛生院資料

才台までは女子の方が低くなっています。

その他の疾病による死亡も、分娩・妊娠に伴うものは別として、おおむね女子の方が男子より低いのですが、（総計では人口一〇万対女七六・四、男八八・七・九、全病種では女三七・九、男五六・二、昭和三年人口動態統計）、血液および造血器の疾患（主として貧血）、骨および運動器の疾患（関節炎、リウマチなど）、精神病などは女子の方が男子より高くなっています。

国民の保健衛生に関する指導に大きな役わりを果している保健所は、昭和三三年四月現在、都道府県保健所六九八カ所、政令市保健所一〇〇カ所となっています。

2. 母子衛生・保育関係

乳児死亡率は、最近数年間に少しずつ減少し、昭和二十七年に出生児一〇〇〇人に対し四九・四であったのが、昭和三十三年には四〇・一となりましたが、欧米諸国にくらべれば、まだ、かなり高くなっています。（第99表）これを市部、郡部にわけてみると、三〇年において前者の死亡率が三四・五であるのに、後者は四五・二で、とくに農村において乳児死亡率の高いのがめだっています。昭和三十一年における乳児死亡の約三分の一は、いわゆる未熟児（出生時体重二・五〇グラム未満）による死亡であって、さらにすすんで乳児死亡率を低下させるためには、未熟児の出生の予防とその養育対策に重点をおくことが必要です。一方妊産婦死亡率は、乳児死亡率にくらべてその減少傾向がゆるやかであるため、この面についての保健指導の拡充強化と施設内分娩（病院、診療所または助産所内分娩）の奨励普及の必要があります。

これら乳児の死亡率の引下げや、母子の保健衛生に関する指導は、保健所を中心に行われていますが、昭和三十一年においては、妊婦七九万五、〇〇〇人、産婦一八万七、〇〇〇人、乳幼児二八九万七、〇〇〇人が指導を受けています。昭和

第98表 母子衛生に関するおもな人口動態

	27 年	29 年	31 年	32 年
出 生	23.4	20.0	18.5	17.2
乳 児 死 亡	49.4	44.6	40.6	40.1
新 生 児 死 亡	25.4	24.1	23.0	21.6
死 産	92.3	95.6	97.1	101.8
自 然 死 産	42.8	44.6	46.9	49.9
人 工 死 産	49.5	51.1	50.1	51.4
妊 産 婦 死 亡	16.6	16.7	15.2	15.2

資料出所 厚生白書33年版——「厚生省人口動態統計」

注 1. 31年までは確定数、32年は概数である。

2. 出生率は人口千対、乳児死亡率、新生児死亡率は出生千対、死産率は出産（出生＋死産）千対、妊産婦死亡率は出生 1万対の率である。

第99表 諸外国の乳児死亡率

	26 年	31 年
日 本	57.1	40.6
カ ナ ダ	38.4	32
ア メ リ カ	28.4	25
フ ラ ン ス	60.8	36
西 ド イ ツ	53.4	39
イ タ リ ー	66.5	48
ス ウ ェ ー デ ン	21.6	17
ス イ ス	30.1	26
イ ギ リ ス	31.1	24
オーストラリア	25.2	21

資料出所 厚生省人口動態統計（31年）

Demographic Yearbook 1956, United Nations 国連統計月報 October 1957

三三年度からは、市町村区域における総合保健施設として、母子健康センターが全国に五六カ所新設されました。この母子健康センターは、妊娠中の健康相談、助産設備の運営、乳幼児の育児、保健の相談・指導をはじめ、受胎調節指導、栄養指導、母親学級の開催等、母子の健康を保持増進するための総合的な施策を行う母子保健施設です。

また、共稼ぎや、母親が病気などで十分に面倒をみられない場合に、子供をあずけることのできる保育所の数は、厚生省の調べによると、昭和三十三年六月末現在で、全国に九、三五〇カ所あり、約六五万人の児童が収容されています。終戦

後間もない二三年一二月末の約一、五〇〇、収容児童数約一四万人にくらべると、戦後一〇年間に個所数は六倍強、児童の収容能力は五倍弱に増加しました。しかし、婦人の集会などでは、依然として保育所設置についての要望が強く出されており、この点について厚生白書は、保育所が適正に配置されていないので、地域的事情を十分考えてその増設を行うことが必要であると述べています。

3. 医療保険制度

国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、国が社会保障や社会福祉の向上増進につとめることをきめている憲法の精神に従って、法律や制度、それに伴う施設が次第に整備されてきましたが、医療に関する社会保障制度も、戦後は急速な発達をみました。

現在行われている国家の施策としては、地域社会の住民を対象とした国民健康保険と、雇われて働く人（雇用者）を対象とした健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び各種共済組合による医療制度があります。国民健康保険に加入しているものは、世帯主も家族も治療費の半額は負担することになっています。

雇用者を対象とした上記四つの保険に加入している本人の治療費は全額が保険でまかなわれますが、その家族は半額を負担することになっています。その他に雇用者を対象とした各種の保険では本人が病気やけがのために仕事が出来ず賃金が得られない場合は、傷病手当金といって世帯主には平均賃金の六割（独身者四割）が支給されることになっています。

以上述べたような医療保険に加入している世帯は、厚生行政基盤調査によると、第100表に示すとおり、二八年には全世帯の約六割でしたが、三二年には約七割に増加しました。したがって、これら七割の世帯にふくまれる婦人は、被保険人としてあるいは被保険人の扶養家族として、病気やけがをした場合男子と差別なく医療保険の適用を受けますが、残り

第102表 医療保険の適用状況

(単位 万人)

	総数	雇用者	被扶養者	一般国民
A. 全国人口総数	9,153	1,948	—	—
B. 総数	6,825	1,455	2,193	3,356 (概数)
医療保険適用人口				
健康保険	2,502	1,038	1,463	—
日雇労働者健康保険	178	80	97	—
船員保険	51	19	32	—
各種共済組合	918	318	601	—
国民健康保険	3,356 (概数)	—	—	3,356 (概数)
保険に加入していない人口	2,328	493	—	—
普及率 (B/A)	74.6(%)	74.7(%)	—	—

厚生省保険局調 (33年 3月末現在)

注 1) 適用者総数の計は、被用者保険(被扶養者)と国民健康保険との二重加入者179万5千人(概数)を除いた実人員である。

2. 雇用者人口は、総理府統計局「労働力調査報告」による。

3. 総人口は総理府統計局調による。

4. 千以下四捨五入

第103表 就業者の医療保険の加入の有無

	実数		%	
	男	女	男	女
総数	2,430	1,557	100.0	100.0
加入者				
健康保険	1,604	888	66.0	57.2
国民健康保険	656	579	27.2	37.2
社会保険	948	310	38.8	20.0
加入しない者	826	668	34.0	42.8

資料出所 就業構造基本調査 (31年)

注 厚生省保険局調「被保護世帯になった理由別保護世帯数」による。

加入しているものは約六割で、男子にくらべると、約一割少なくなっています。

第100表 医療保険加入世帯の推移

	全国推計 世帯数	被保護 世帯	社会保険 加入世帯	その他 世帯
実数				
28年	1,718	46	999	673
30年	1,896	48	1,235	614
31年	1,982	46	1,341	596
32年	2,070	39	1,470	562
%				
28年	100	2.7	58.1	39.2
30年	100	2.5	65.1	32.4
31年	100	2.3	67.6	30.1
32年	100	1.9	71.0	27.1

資料出所 厚生行政基礎調査 (32年)

第101表 医療保険加入世帯の分布

	総数	100%
被保護世帯		
健康保険加入	1.9	
国民健康保険加入	0.3	
社会保険加入	0.3	
その他の世帯	1.3	
加入世帯		
健康保険加入	71.0	
国民健康保険加入	25.1	
社会保険加入	45.9	
その他の世帯	27.1	

資料出所 厚生行政基礎調査 (32年)

三割の世帯のものはすべて自費で治療しなければなりません。

つぎに、国民の何割が医療保険の適用をうけているかをみると、厚生省調によれば総人口に対する医療保険適用者の割合は約七五%、つまり、国民の四分の三は医療保険に加入しており、残り四分の一が未加入者となっています。婦人の人口に対する医療保険加入者の割合については、適当な資料がないので、参考までに就業構造基本調査(三二年)から一五才以上の婦人の人口の半分以上を占める就業者の医療保険加入状況を掲げました。これによると、女子就業者で医療保険に

九 特 殊 問 題

1. 未亡人・母子世帯の問題

戦争の遺産として戦後の大きな社会問題の一つとなり、現在もその対策について一般の関心をもたれているものに、未亡人の問題があります。昭和三〇年の国勢調査では女世帯の数は一七五万二、三〇〇世帯（死別、離婚の合計）にのぼっており、女子を責任者とする世帯が、全国世帯数の一割強を占めていました。未亡人のうちでも、とくに困難な問題に直面することの多い母子世帯の数は、昭和三十一年八月一日の厚生省児童局の調査によると、約一五万世帯と推計されています。このうちの約四二万世帯は、母と一八才未満の児童からなる世帯で、約一五万世帯は、母と一八才未満の子のほかに、二〇才未満の子のいる世帯となっています。

第104表 原因別母子世帯数(%)

総 数		100
夫と死別	緑 数	77.9
	戦 傷 死	24.2
	戦 災 死	1.9
	病 死 等	51.8
離 未 不	婚 の 母 他	14.6
	の の 他	1.9
	詳	5.5
不 詳		0.09

厚生省児童局調 (32. 8. 1)

第105表 母子世帯主の年齢(%)

総 数	100
20 ~ 29 才	4.2
30 ~ 39 才	30.7
40 ~ 49 才	47.6
50 ~ 59 才	13.6
60 才 以上	3.9

厚生省児童局調査 (32. 8. 1)

第106表 母子世帯主の職業(%)

総 数	100
農 業 (専 業)	14.8
農 業 (兼 業)	7.1
事 業 主	11.5
常 用 労 働 者	25.6
日 雇 労 働 者	13.4
家 内 勤 務 者	4.2
内 務 勤 務 者	7.0
そ の 他 業	8.0
無 業	8.1

厚生省児童局調 (32. 8. 1)

この調査によると、母子世帯となった原因は夫と死別したものが圧倒的に多く約八割で、つぎが離婚したもので約一割五分となっています。(第104表)

母子世帯の女世帯主の年齢をみると、第105表に示した通り四〇才以上のものが約三分の二をしめています。同じく女世帯主の職業をみると、常用勤労者が約四分の一ですが、日雇労働者・家内労働者・内職の三者をあわせると約四分の一になっています。(第106表)これを全国世帯の世帯主の職業とくらべると、常用勤労者がいちじるしく少く、それにほぼ四

敵する数だけ日雇労働者・家内労働者・内職をしているものが多くなっています。このように世帯主の職業は、比較的低収入と思われるものに多くなっていますが、事実、その収入は低く同調査によれば月額一万円以下のものが約半分で、一万五千円以上のものは約三割にすぎず、この収入で一世帯平均三・九人の生活をまかなっているわけで、母子世帯の約一四％は家計が赤字になっています。(第107表)

第107表 母子世帯の収入(%)

総 数	100
3,000 円 未 満	5.8
5,000 ~ 4,999円	10.8
5,000 ~ 9,999円	31.4
10,000 ~ 14,999円	22.6
15,000 円 以 上	28.7
不 詳	0.7

厚生省児童局調 (32. 8. 1)

第108表 母子世帯の社会保険加入状況(%)

総 数	100
国 民 健 康 保 険	30.5
健康保険・船員保険・共済組合	16.8
日雇労働者健康保険	3.9
組 合 せ の も の	1.9
加入していない	44.9
不 詳	2.0

厚生省児童局調査 (32. 8. 1)

第109表 母子世帯の年金等受給状況(%)

母子世帯総数	100
年 金 等 受 給 世 帯	31.6
総 数	100
遺 族 年 金	52.3
遺 寡 婦 年 金	7.1
遺 児 年 金	3.2
遺 恩 年 給	35.7
退 職 年 金	1.7

厚生省児童局調査 (32. 8. 1)

母子世帯の社会保険加入状況をみると、加入しているものは過半数ですが、四五%のものは加入しておりません。(第10表) 戦傷者遺族等援護法、厚生年金保険法、船員保険法、恩給法等による遺族年金等を受給されている母子世帯は約三分の一になっています。(第10表)

生活保護法による保護をうけている母子世帯は、厚生省調査によれば約一割で、その金額は一、五〇〇円～三、五〇〇円のもの約半分、五、〇〇〇円以上のものは、一四%にすぎません。

注一 厚生行政基礎調査(三三年)との比較。

以上述べたような事実は母子世帯が経済的に苦境にあることを物語っており、母子世帯に対しての何らかの施策がのぞまれることはいうまでもないことと思われます。母子世帯に対する国家の施策としては、職業関係は、家事サービスおよび内職の公共職業補導所があり、母子福祉施策としては母子福祉資金の貸付等に関する法律にもとづく母子福祉資金の貸付、母子相談員による相談指導等をはじめとし、生活保護法による母子加算、課税免除、母子寮、公営住宅の優先入居等が行われています。

家事サービス公共職業補導所は労働省が未亡人等を対象として有能な家政婦を育成し、その就業を促進するために、昭和三十一年に東京に、翌三二年に大阪に設置したものです。内職公共職業補導所は職業につきたいが家をあけることが出来ない幼児のある未亡人や、主婦、病弱者、老令者等を対象として労働省が都道府県に依頼して設置した内職に関する総合援助機関で、三〇年は全国五カ所でしたが三三年は一六カ所に増設され、内職についての相談、あっ旋、苦情処理等のほか内職に関する実態調査、内職情報の提供等を行っています。

母子福祉資金の貸付は、母子世帯の母に対して事業を開始するのに必要な資金(生業資金)、就職に際して服装をとと

第110表 母子福祉資金の種類と貸付金額

種 類	金 額
生 業 資 金	10 万 円 以 内
支 度 資 金	1 万 5 千 円 以 内
技能習得資金	月 額 1,500 円 以 内
生 活 資 金	月 額 本 人 1,500 円 児童 1 人につき 500 円以内
事業継続資金	1 回 に つ き 3 万 円
修 学 資 金	月 額 高 校 1,000 円以内 " 大 学 3,000 円以内
修 業 資 金	月 額 1,500 円以内
住宅補修資金	1 回 に つ き 3 万 円 以 内

のえるための資金(支度資金)、就職するための技能を習得するのに必要な資金(技能修得資金)、生活資金等それぞれの事情により八種類の資金を貸すことによって、母子世帯を経済的に援助する制度で、その貸付額は第110表に示すとおりです。貸付についての事務は福祉事務所が行っています。

注二 母子福祉資金の貸付等に関する法律は二〇才未満の児童のいない未亡人等は適用されません。

なお三四年一月から国民年金制度が実施されれば、母子世帯に対しては、月額一、〇〇〇円程度の母子年金が支給されることになります。

2. 売 春 問 題

わが国の伝統的な風習に加えて、経済的、社会的な混乱が原因となって、ますます複雑な様相を示してきた戦後の売春問題も、昭和三十一年五月の売春防止法の制定によって大きな変化をみましたが、法制定までの経過をたどると、長い期間にわたっているいろいろの曲折がみられます。

終戦後の昭和二十一年一月、連合軍最高司令官から、公娼制度廃止に関する覚書が発せられ、政府ではこれにもとづいて二十二年三月に勅令第九号「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」を公布して「売春をさせること」を禁止しました。しかしこの勅令は、売春行為そのものを禁止するものではなく、また従来の集娼地域は特設飲食店の名のもとに、従

第111表 売春関係事犯の動機
(32年1月～12月)

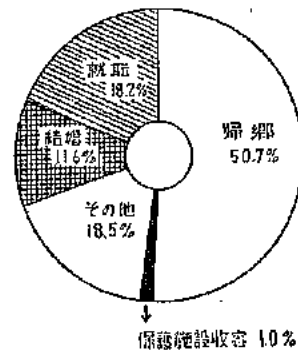
動 機	実 数	%
総 数	13,184	100.0
生 活 苦	9,858	74.8
家 庭 不 和	597	4.5
自 暴 自 棄	548	4.2
好奇心・虚栄心	1,027	7.8
誘 惑	291	2.2
そ の 他	863	6.5

警察庁防犯課調

更生当初の生活をそのまま持ち続けているものは少く、大半のものは、その生活を再転し、あるいは三転しています。また最近、潜在売春、ひも、ボン引の暴力化等の問題もできており、これに対処するために、売春防止法の改正が検討されています。

売春の原因には、貧困によると思われるものがかなり多く、昭和三二年に売春関係事犯として警察庁防犯課でとりあつた婦人の家庭生活の状況を上・中・下に分けてみると、九割が「下」の生活をしているもので、売春の動機も四分の三のものが生活苦のためとなっています。(第111表) また、好奇心、家庭不和、自暴自棄などの原因もみ

第25図 従業婦の転廃業後における状況
昭和33年3月末現在



厚生省社会局調

注 この図は33年3月末までに転廃業した全国の従業婦のうち46,890人について調査したものである

少年局でも、従来から行ってきた婦人問題相談業務および調査、啓蒙によって売春防止につとめています。

ところで、従業婦の転廃業後の状況を厚生省社会局調査によってみると、第25図に示すとおり約半数が帰郷、約二割が就職、約一割が結婚となっており、保護施設に収容されているものは、わずか一%にすぎません。

これらの婦人にとって、通常の生活への順応はなかなか困難のようで、労働省婦人少年局の調査によっても、

業婦とよばれる女子をかかえて営業を続けました。また、婦女が街頭に出て客を求める現象も少なからず見られるようになり、売春問題は次第に社会の関心をあつめるにいたり、二三年六月、法務府から「売春等処罰法案」が第二国会に提出されました。また婦人少年問題審議会は、婦人の地位の向上という見地からこの問題を取りあげ、二回にわたって労働大臣に建議、答申を行いました。また、婦人少年局では実態調査、啓蒙活動を活発に行い各方面の関心を喚起することにとめました。明治以来熱心な売娼運動を続けてきた先覚者たちを中心に、民間でも活発な売春処罰法制定運動が続けられました。二八年、内閣に売春問題対策協議会が設置され、三〇年九月総理大臣にあって、総合的単独立法の必要があるという答申を提出しました。その間、国会には、議員立法による売春等処罰法案が数回にわたって提出されましたが、いずれも審議未了、あるいは否決という結果に終わりました。答申をおえてのち廃止された前記協議会のとをうけて、内閣に設けられた売春対策審議会から提出された答申(三一年四月)に基づいて、政府は売春防止法案を作成し五月二日に国会に提出しました。この法案が満場一致で可決されて、長い間の懸案であった売春防止法は、ついに五月二日に制定をみたのです。この法律は三二年四月一日から、総則および保護更生関係規定が発効、ついで三三年四月一日から、刑事処分規定が発効になって、全面的に施行されることになりました。

その結果、都市、観光地、温泉地および基地周辺の農村などにあった集娼地域(一、六三四)、約三万五千を数えた売業者、約一三万の従業婦は三三年四月一日までの間に姿を消すことになり、これらの婦人の保護・更生をはかるための機関として、各都道府県に婦人相談所および保護収容施設(全国に六三三)が設置され、都道府県・市には婦人相談員(四四九人)が配置されました。このほか、検挙されて補導処分を受けた売春婦の更生施設として東京、大阪、福岡に婦人補導院が設置されることになりました。また、法律の施行と相まって、売春を防止するための行政措置も強化され、労働省婦人

られます。

これらの点からみて、売春問題解決のためには、売春防止法の強力な施行と同時に、この問題についての正しい認識が普及し、各方面から売春防止のための協力を得られることが必要であり、同時に、意識・経済の両面における婦人の向上、ならびに困窮家庭への援助、性教育の普及など広範な面の施策がすすめられることがのぞまれます。ともあれ長年にわたって公認あるいは黙認されてきた制度的売春が、法律に違反する悪徳行為として社会の表面から姿を消したことは、この問題解決への一歩前進であり、婦人の地位に暗い影を投じている売春問題も、各方面のたゆまぬ努力によって、やがては根本的な解決をみるであろうことが期待されます。

注 集娼地域、売春業者数、従業婦数は昭和三十一年四月に各都道府県婦人少年室が警察、公衆衛生課、労働基準監督署の協力を得て調べた結果を労働省婦人少年局が集計したものである。

婦 人 の 現 状

昭和34年8月1日 印刷

昭和34年8月10日 発行

発 行 者 東京都千代田区大手町1ノ17番地
労働省婦人少年局

印 刷 所 東京都千代田区神田佐久間町3の37
株式会社 文 唱 堂 印 刷 所
